

平成25年第1回美幌町議会定例会会議録

平成25年 3月 7日 開会

平成25年 3月19日 閉会

平成25年 3月11日 第3号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 11 号～議案第 66 号

○出席議員

1 番	新 鞍 峯 雄 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	早 瀬 仁 志 君	5 番	中 嶋 すみ江 君
6 番	松 浦 和 浩 君	7 番	上 杉 晃 央 君
8 番	岡 本 美代子 君	10 番	宗 像 密 琇 君
11 番	大 原 昇 君	12 番	吉 住 博 幸 君
13 番	橋 本 博 之 君	議長	14 番 古 舘 繁 夫 君

○欠席議員

副議長 9 番 坂 田 美栄子 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明者

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君 監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	平 井 雄 二 君
民 生 部 長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	高 木 恵 一 君
建 設 水 道 部 長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	高 崎 利 明 君	電 算 主 幹	植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹	丸 山 俊 夫 君	財 務 主 幹	矢 萩 浩 君
政 策 主 幹	武 田 孝 司 君	契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君
税 務 主 幹	大 平 幸 雄 君	環 境 生 活 主 幹	谷 川 明 弘 君
児 童 支 援 主 幹	佐 藤 和 恵 君	福 祉 主 幹	井 上 和 俊 君
健 康 推 進 主 幹	立 花 八 寿 子 君	農 政 主 幹	但 馬 憲 司 君
公 社 主 幹	広 島 学 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君
商 工 観 光 主 幹	小 室 秀 隆 君	建 設 主 幹	門 別 孝 志 君
建 築 主 幹	佐 藤 修 君	水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君
病 院 総 務 主 幹	橋 本 美 典 君	事 務 連 絡 室 次 長	篠 永 幸 男 君
教 育 長	平 野 浩 司 君	教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君
学 校 教 育 主 幹	藤 原 豪 二 君	学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君
社 会 教 育 主 幹	小 西 守 君	文 化 ホール 調 整 主 幹	石 坂 聡 君
ス ポー ツ 振 興 主 幹	田 村 圭 一 君	農 委 事 務 局 長	岩 田 憲 次 君
選 管 事 務 局 長	嶋 田 秀 行 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会事務局出席者

事務局 局長 浅野 俊伸 君 次 長 荒井 紀光子 君
議事係 長 水上 修一 君 庶務係 長 那須 清二 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成25年第1回美幌町議会定例会第5日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番上杉晃央さん、8番岡本美代子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、坂田美栄子議員、本日所用のため、沖田教育委員会委員長、本日以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第11号から 議案第66号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第2 議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてから議案第66号平成25年度美幌町病

院事業会計予算についてまでの56件を議題とします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に、要点を得た説明をお願いします。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の206ページをお開き願います。

議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務を美幌町が受託するため、規約を別紙のとおり制定することについて、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

207ページをお開き願います。

美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約制定について。

美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、議案の参考資料の7ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号関係。

制定目的につきましては、普通地方公共団体の事務の一部委託を規定した地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、津別町が北海道より権限移譲を受けた旅券事務を美幌町が受託するため規約を制定しようとするものでございます。

制定内容につきましては、第1条の委託については、津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の一部を美幌町が委託する規定でございます。

第2条の委託の事務の範囲につきましては、津別町からの受託事務の範囲の規定であります。

第3条の管理及び執行の方法については、

美幌町の休日を定める条例及び美幌町旅券事務実施要綱に基づくものとする規定でございます。

第4条の経費の負担につきましては、事務の管理及び執行に要する経費の津別町の負担の規定及び支弁方法の規定でございます。

第5条の委託事務の収支分別につきましては、事務の経費の収入及び支出を明確にするための予算計上の規定でございます。

第6条の決算の場合の措置につきましては、事務委託の決算について津別町の通知の規定でございます。

第7条の連絡会議等につきましては、事務の円滑運営をするため、連絡調整会議の規定でございます。

第8条の条例等の改廃の場合の措置につきましては、受託事務の管理及び執行に適用される美幌町の条例等を変更した場合、津別町への通知等の規定でございます。

第9条の協議につきましては、この規約に定めない事項について、両町との協議規定でございます。

根拠法令等につきましては、地方自治法であります。

施行日については、平成25年7月1日からであります。

以上であります。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の209ページをお開き願いたいと思います。

議案第12号美幌町パブリックコメント手続条例の制定について、御説明を申し上げます。

美幌町パブリックコメント手続条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明しますので、参考資料の8ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第12号関係であります。

制定目的であります。一昨年4月から施行いたしました自治基本条例に基づく一連の制度整備の一つでありまして、美幌町自治基

本条例第14条第3号に規定されているパブリックコメント手続に関し、本町の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、町民の町政の参加を推進し、もって町民の協働による開かれた町政の実現に資することを目的に、今回条例を制定しようとするものでございまして、平成22年11月からは、実施要綱により適用していたものを今回条例化をしようとするものでございます。

制定内容につきましては、第1条では目的、2条では定義、4条では対象項目、5条では除外項目、それから11条では提出意見の考慮ということで、提出された意見の取り扱いについて行政の責任を規定しております。12条では、その結果公表の義務づけを規定しております。

次のページでは、第16条で実施状況報告ということで、美幌町自治推進委員会への報告義務を規定をしております。

これらを規定するものでありまして、今までの実施要綱と特段変更となる点はございません。

施行日は、平成25年4月1日からでございます。

次に、議案の214ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第13号美幌町審議会等の会議の公開に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

美幌町審議会等の会議の公開に関する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第13号関係であります。先ほどの議案第12号と同様に、自治基本条例に基づく一連の制度整備の一つでありまして、制定目的といたしましては、美幌町自治基本条例第11条第2項において審議会等の附属機関及びこれに類するものの会議を原則公開とする規定がされてありまして、公開制度の実効

性を確保するために、具体的な制度について条例を制定しようとするものでございます。

制定内容では、1条に目的、2条に定義、3条に会議の公開ということで、公開義務、適用除外項目の規定を、第7条では会議録の作成及び公開規定を、第8条では運用状況の報告及び公表義務を規定しようとするものでございます。

施行日につきましては、25年4月1日からでございます。

次に、議案の216ページをお開き願いたいと思います。

議案第14号美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号関係。

改正目的でありますけれども、美幌町附属機関に関する条例の制定に伴う規定の整理及び文言の整理の改正をしようとするものでございます。

改正内容では、まず第2条第1項第1号関係では、実施機関に「水道事業者の管理者の権限を行う町長」を追加すること。美幌町パブリックコメント条例の文言の統一を図る改正でございます。

第10条及び第11条関係は、「非公開とすることができる公文書」から「公文書の開示義務」へ改めるというものでございます。また、公務員等の職務の遂行に関する情報の公開について明記するとともに、情報公開法に準じた規定にするための改正でございます。

第18条では、「美幌町情報公開審査会」を「美幌町情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものでございます。

第22条では、出資法人等の情報公開に「指定管理者」を明記するほか、文言の整理

を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

なお、12ページから18ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、議案の220ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号関係。

改正目的であります。美幌町附属機関に関する条例の制定に伴い、美幌町個人情報保護条例の美幌町個人情報保護審査会の規定を削除するとともに、文言整理を行うための改正でございます。

改正内容では、2条第1項第4号で実施機関に「水道事業者の管理者の権限を行う町長」を追加することと、パブリックコメント手続条例の文言の統一を図る改正でございます。

8条第2項第9号では、「美幌町個人情報保護審査会」を「美幌町情報公開・個人情報保護審査会」にするための改正でございます。ほか、文言の整理を行うための改正であります。

施行日は、平成25年4月1日からでございます。

20ページから22ページに新旧対照表を添付しております。

次に、議案の221ページをお開き願いたいと思います。

議案16号美幌町附属機関に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

美幌町附属機関に関する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容に

つきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の23、24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号関係。

改正目的であります。現在、個々に条例を制定し管理、運営を行っている附属機関について、わかりやすさや管理、運営の効率化を図ることを目的といたしまして、既存の条例を改廃、統合し、新設の附属機関を含めて一括条例化をしようとするものでございます。

制定内容でありますけれども、まず1点目、条例の規定内容であります。第1条では設置規定、2条では所掌事項の規定、3条では委員の定数及び委員の構成を規定。飛びまして、9条では必要に応じ部会を置くことのできる旨の規定、13条では美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等についての規定。次のページ、附則では、経過措置。

2点目といたしまして、新たに附属機関と位置づける委員会として、記載の7機関を追加しようとするもので、これにより、条例で規定する附属機関は26機関となります。記載の7機関でございます。

3点目でございますが、既存附属機関の見直しということで、美幌町防災会議の見直し、災害対策基本法の一部改正に伴いまして、現在の美幌町防災会議の所掌事項等に次の事項を加えるというもので、「町長の諮問に応じ、美幌町の地域に係る防災に関する重要事項を審査し、町長に意見を述べることを加えるものでございます。また、委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を加えるというものでございます。

その他ということで、一括条例の制定にあわせて、既存の附属機関の委員の定数、構成等について、一部を見直しを行うものであります。

根拠法令等は、地方自治法及び災害対策基本法であります。

施行日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

次に、議案の231ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号関係であります。

改正目的といたしましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、非常勤職員の月額報酬の追加を行うものであります。附属機関に関する条例制定により、このたび、全ての委員会の位置づけ、役割を見直しまして、附属機関とすべき委員等につきまして、新たに追加される各種委員について特別職報酬等審議会の答申に基づき、報酬額を定めるものでございます。

中ほどに、追加する非常勤職員及び報酬額は次のとおりということで、一覧表が記載されていると思いますが、一番上段の情報公開・個人情報保護審査会委員につきましては、括弧書きの分かれておりました委員会を統合するものでございます。

その次の交通安全指導員は、非常勤の特別職として条例で規定をしておりましたが、本条例の別表に定めがなかったことから、今回新たに別表に明記をしたというところでございます。日額につきましては、実際の時間の関係から一般的な5,600円の2分の1、2,800円という定めをしたところでございます。

その次の地域福祉計画策定委員から2行、3行、4行、5行まで、次世代育成支援推進委員会委員、一つ飛びまして新エネルギー導入推進委員会委員、次の就学指導委員会委員、この七つの委員につきましては、先ほど御説明いたしました、新たに審議会として位置づけたことによる日額の設定でございま

す。

新エネルギーの1行手前の鳥獣被害対策実施隊でございますが、これは議案第28号で提案をしております非常勤の特別職として追加するものでございます。

一番下の外国語指導助手AETでありますけれども、今まで、条例により常勤の特別職として定めておりましたが、新年度から非常勤の特別職として定めるため、給与から報酬に改めるとともに、条例を整備するものでございます。

施行日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

26ページから28ページに新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案の234ページをお開きいただきたいと思っております。

議案18号美幌町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の29ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第18号関係であります。

改正目的は、証人等が町議会等に出頭または参加した場合、地方自治法第207条に基づき、職員等の旅費に関する条例に規定する日当相当額を費用弁償として支給できるよう改正するものであります。

改正内容ですが、現行の条例では、町外に旅行した場合のみ費用弁償する規定でありまして、本町内に住所または居所を有する証人等が町議会等に出頭した場合、費用を弁償することができないために、地方自治法第207条に基づき、美幌町職員等の旅費に関する条例に規定する日当相当額2,500円を費用弁償として支給できるよう、今回改正するものでございます。

根拠法令等は、地方自治法。

施行日は、平成25年4月1日からでございます。

なお、30ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。

次に、議案の235ページをお開きいただきたいと思っております。

議案19号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の31ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第19号関係であります。

改正目的ですが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴い、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、請求に基づき、まず1点目といたしましては、小学校就学前の子供を持った職員、もう1点は、要介護者の介護を行う職員に対し深夜勤務及び時間外勤務を制限する規定を設けるものでございます。

制限内容であります。深夜というのは午後10時から翌日午前5時までの間、時間外というのは1カ月24時間、1年間150時間を超える時間外をさせてはならないという規定でございます。

根拠法令等につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を要する労働者の福祉に関する法律、地方公務員の育児休業に関する法律であります。

施行日は、平成25年4月1日からであります。

なお、32ページから34ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の23

8 ページをお開きください。

議案第 20 号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 35 ページをお開きください。

資料 14、条例です。美幌町手数料徴収条例であります。

改正目的であります。都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されたことに伴い、低炭素建築物の計画の認定に係る事務手数料を追加するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容であります。美幌町手数料徴収条例の別表に次のように加えるということで、下表の低炭素建築物等計画認定申請等手数料のとおりであります。手数料の額につきましては、認定申請に際しての事前に評価機関に実績審査を受ける場合と受けない場合の手数を規定しております。

36 ページから 44 ページまで新旧対照表で記載されておりますので、御参照をお願いいたします。

根拠法令等は、都市の低炭素化の促進に関する法律であります。

施行日は、平成 25 年 4 月 1 日です。

以上、御説明したので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の 241 ページをお開き願ひます。

議案第 21 号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例制定について、御説明申し上げます。

美幌町一時預かり事業の実施に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下については、議案の参考資料の 45 ページをお開き願ひたいと思います。

議案第 21 号関係。

制定目的につきましては、保護者の就労形態の多様化に伴う一次的な保育または保護者の疾病や家族の疾病による付き添いなど、緊急時に一時的に保育し、児童の福祉の向上を図ることを目的に、平成 12 年 4 月 1 日から美幌町一時保育事業実施要綱により実施しておりますが、一時預かり事業は、児童福祉法第 34 条の 12 第 1 項の規定により北海道に届け出が必要なことや就労利用料として徴収していることから、平成 24 年度において使用料手数料の見直しに伴い、要綱から条例に制定するものでございます。

制定内容につきましては、第 1 条では、目的。

第 2 条では、実施保育園等については、美幌保育園、東陽保育園、子育て支援センターであります。

第 3 条の事業の内容につきましては、緊急保育事業として保護者の疾病などの場合については、1 カ月 12 日以内で、年度内 36 日を限度とするものでございます。また、非定型的な保育事業として、保護者の就労形態等による場合については、1 カ月 12 日以内で、年度内 24 日を限度とするものでございます。

第 4 条の対象児童につきましては、保育を実施する初日において満 1 歳以上で、小学校就学前の規定でございます。

第 5 条の利用料につきましては、3 歳児未満、1 日で 2,000 円で、4 時間以内では 1,000 円。3 歳児、1 日 1,000 円で、4 時間以内では 500 円。4 歳児以上、1 日 800 円で、4 時間以内では 400 円の規定でございます。

第 6 条の利用料の減免は、減免の規定でございます。

第 7 条は、規則の委任でございます。

根拠法令等につきましては、児童福祉法であります。

施行日につきましては、25 年 4 月 1 日からでございます。

次に、議案の243ページをお開き願います。

議案第22号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、御説明申し上げます。

美幌町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、議案の参考資料の46ページをお開き願います。

議案の第22号関係。

制定目的につきましては、平成23年5月2日及び8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次・第2次）（「地域主権改革一括法」）が公布されたことに伴い、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月22日に公布されたことに伴い、介護保険法が一部改正されました。このことにより、これまで法令等で定められていた地域密着型サービス事業の運営基準等について町村条例に委任されたことから、町が関係する地域指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例に制定するものでございます。

なお、条例制定につきましては、現在、職員の配置基準等において、既に国において詳細な基準が定められていることから、この基準に基づき必要なサービスが提供され、町内の事業所においても適切な設備、運営がされていることから、国の基準と同じ内容を条例で制定するものでございます。

制定内容につきましては、第1章、総則については、第1条で趣旨、第2条で定義、第3条で指定地域密着型サービス事業の一般原則を規定してございます。

第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、第1節基本方針を第4条、第5条で、第2節人員に関する基準を第

6条、第7条で、第3節設備に関する基準を第8条で、第4節運営に関する基準を第9条から47ページの第42条まで、第5節連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例について第43条、44条で、それぞれ規定してございます。

以下、47ページの第3章の夜間対応型訪問介護、第4章の認知症対応型通所介護、48ページの第5章の小規模多機能型居宅介護、第6章の認知症対応型共同生活介護、49ページの第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護、第8章の地域密着型介護老人福祉施設入所者活介護、50ページの第9章の複合型サービスにつきましては、先ほど御説明申し上げました46ページの第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、基本方針等、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等を掲載のとおり第45条から202条まで、それぞれ規定してございます。

51ページの第10章の203条につきましては、条例の施行に関し必要な事項は町長が定める規定でございます。

附則の経過措置につきましては、改正前に事業開始した事業所に対する経過措置であります。

根拠法令等につきましては、介護保険法であります。

施行日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

議案の353ページをお開き願いたいと思います。

議案第23号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例制定について、御説明申し上げます。

美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

の効果的な支援方法に関する基準を定める条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下については、議案の参考資料の52ページをお開き願いたいと思います。

制定目的につきましては、議案第22号と同様に、これまで法令で定められていた地域密着型サービス事業の運営基準等について市町村に条例に委任されたことから、町が関係する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を条例で制定するものでございます。

制定内容につきましては、第1章の総則については、第1条趣旨、第2条定義、第3条指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則を規定してございます。

第2章、介護予防認知症対応型通所介護につきましては、第1節基本方針を第4条で、第2節人員及び設備に関する基準を第5条から10条まで、第3節運営に関する基準を第11条から53ページの第40条まで、第4節介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を第41条、第42条で、それぞれ規定してございます。

以下、第3章介護予防小規模多機能型居宅介護、54ページの第4章介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、先ほど御説明申し上げました52ページの第2章の介護予防認知症対応型通所介護と同様に、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を掲載のとおり第43条から54ページの90条まで、それぞれ規定してございます。

54ページの第91条の委任につきましては、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める規定でございます。

附則の経過措置につきましては、改正前に事業開始した事業所における経過措置でございます。

根拠法令等につきましては、介護保険法で

あります。

施行日につきましては、25年4月1日からでございます。

議案の400ページをお開き願います。

議案第24号美幌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、御説明申し上げます。

美幌町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、議案の参考資料の55ページをお開き願いたいと思います。

議案第24号関係。

制定目的につきましては、新型インフルエンザ等発生時における国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月制定され、法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、市町村対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めることが位置づけされたことに伴い、条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、第1条の趣旨につきましては、対策本部に関し必要な事項を定める規定でございます。

第2条の組織につきましては、対策本部の組織の規定でございます。

第3条の会議につきましては、対策本部会議の招集の規定でございます。

第4条の部につきましては、対策本部に必要なに応じて部を置くことの規定でございます。

第5条の委任につきましては、この条例で定めるほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める規定でございます。

根拠法令等につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法でございます。

施行日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日からでございます。

議案の402ページをお開き願います。

議案第25号美幌町廃棄物処理場条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

美幌町廃棄物処理場条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、議案の参考資料の56ページをお開き願います。

改正目的につきましては、地域主権改革一括法によって廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部が平成23年8月26日改正されたことに伴い、市町村が一般ごみを処理する施設に配置する技術者等の基準を市町村条例で定めることになったため、国の基準と同じ内容に条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、技術管理者の資格を第3条の2に追加するものでございます。

第1号、技術士法第2条第1項に規定する技術士で、科学部門、水道部門または衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者。

第2号では、技術士で、1年以上廃棄物処理に関する技術の実務に従事した経験を有する者。

第3号では、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号のイからチまでに掲げる者。

第4号では、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。

根拠法令等につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律でございます。

施行日については、平成25年4月1日からでございます。

なお、57ページの新旧対照表について、御参照願います。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の403ページをお開きいただきたいと思います。

議案第26号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

美幌町民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の58ページをお開きいただきたいと思います。

議案第26号関係。

改正目的でありますけれども、新年度から美幌町民会館の所管を教育委員会に変更し、管理と運営の一体化により利用者側に沿ったサービスの向上と施設を拠点とした文化の振興及び貸館機能の充実を図るために条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、条文中、記載の第3条、第5条、第6条、第10条、第11条において、開館時間及び休日の変更、あるいは使用の許可、使用の制限、特別設備等の設置の許可、使用許可の取り消し等につきまして、現行の「町長」を「教育委員会」に改めるものでございます。

施行日は、平成25年4月1日からであります。

なお、新旧対照表を59ページに添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 議案書の404ページでございます。

議案第27号美幌ユースホステル条例を廃止する条例制定について、御説明申し上げます。

美幌ユースホステル条例を廃止する条例を次のように制定しようとするという内容でございます。記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げます。

参考資料の60ページをお開きいただきたいと思います。

資料21、議案第27号関係。

経過及び制定目的でございますが、美幌ユースホステルは、平成15年に財団法人日本ユースホステル協会より無償譲渡を受けて指定管理者制度により管理運営を行ってまいりましたが、近年の利用者数の減少に伴い、

平成25年1月15日に開催された美幌ユースホステル協会理事会において、平成25年度3月末をもって事業を廃止し協会を解散したいという結論に至ったところでございます。以上の状況から、ユースホステル機能の存続が困難となったことから、美幌ユースホステル条例を廃止しようとするものであります。

制定内容の1、要旨につきましては、美幌ユースホステル条例を廃止するものであります。2の関連条例の廃止では、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例の一部を改正を行うものでございます。

根拠法令等は、地方自治法。

施行日は、平成25年4月1日でございます。

続きまして、405ページでございます。

議案第28号美幌町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について、御説明申し上げます。

美幌町鳥獣被害対策実施隊設置条例を次のように制定しようとするという内容でございます。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げます。参考資料の61ページをお開きいただきたいと存じます。

資料22、議案第28号関係。

制定目的、趣旨でございますが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、本町における有害鳥獣（エゾシカ、ヒグマ）による農林水産業等の被害を防止することを目的に制定しようとするものでございます。

制定内容につきましては、第1条、設置では、本条例を規定する目的を規定しております。

第2条、名称では、美幌町鳥獣被害対策実施隊としておりまして、隊員を置くことの規定をしております。

第3条、氏名及び任命では、隊員となる者の要件及び身分を規定しております。また、

隊員は、特別職の非常勤の職員としております。

第4条、隊長では、隊長の職にある者を規定しておりまして、北海道猟友会美幌支部長の職にある者について充てることとしております。

第5条、任期では、隊員の任期を2年としておりまして、あわせて解職規定を設けております。

第6条、職務では、鳥獣被害防止計画に基づく実施隊の職務を規定しているところでございます。

第7条、出動体制、これは町長が有害鳥獣の被害情報等に基づいて、隊員を出動させるものでございます。

第8条につきましては、隊員の出動結果について、町長に報告する規定。

第9条につきましては、報酬を支給することの規定。

第10条、災害補償、隊員が出動した際の災害補償等について規定をしているところでございます。

第11条につきましては、施行に伴います委任規定でございます。

根拠法令等は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律並びに鳥獣による農林水産業等による被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針でございます。

施行日は、平成25年4月1日でございます。

以上、説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の408ページをお開きください。

議案第29号美幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明

いたしますので、参考資料の62ページをお開きください。

参考資料23、議案第29号関係であります。

制定目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法の一部が改正され、国の基準を参酌し、道路の構造に関する基準を定めることについて条例を制定するものであります。

制定内容であります。条例の条文構成は、第1条の趣旨から次の63ページの第45条町道に設ける道路標識の寸法の記載のとおりであります。町道に設ける道路標識の寸法につきましては、第45条で視認性及びに国道及び道道等の整合性を考慮して規則で定めることとしました。

根拠法令等は、道路法、道路構造令、道路構造令施行規則、車道及び側帯の舗装の構造に関する省令であります。

施行日は、平成25年4月1日です。

次に、議案の第30号を御説明いたしますので、議案の425ページをお開きください。

議案第30号美幌町移動等円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町移動等円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の64ページをお開きください。

資料24、議案第30号関係であります。

制定目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、国の基準を参酌し、道路の構造に関する基準を定めることについて条例を制定するものであります。

制定内容であります。第1章総則、第1条

趣旨から第2章歩道等、第3章立体横断施設、第4章乗合自動車停留所、第5章自動車駐車場、次の65ページの第6章移動円滑化のために必要なその他の施設、第34条防雪施設までの条文構成となっており、条文は記載のとおりであります。

根拠法令等は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律であります。

施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、議案の第31号の御説明をいたしますので、議案の437ページにお戻りください。

議案第31号美幌町営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町営住宅等整備の基準に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の66ページをお開きください。

議案の第31号関係であります。

制定目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が改正され、町営住宅の整備基準について国が定めていた公営住宅等整備基準を参酌して、条例を制定するものです。

制定内容であります。条文の構成につきましては、総則として、第1条趣旨から第5条の費用の縮減への配慮、敷地の基準として第6条位置の選定、第7条敷地の安全等、住宅の基準として第8条住棟等の基準から、次の67ページの第12条附帯施設、共同施設の設置基準として第13条児童遊園から第16条通路、第17条規則への委任となりまして、内容は記載のとおりであります。

根拠法令等は、公営住宅法、公営住宅等整備基準であります。

施行日は、平成25年4月1日です。

次に、議案の第32号を御説明いたしますので、議案の440ページにお戻りくださ

い。

議案第32号美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の68ページをお開きください。

議案第32号関係であります。

制定目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法が改正され、国の基準を参酌し、都市公園の配置及び規模に関する条例を制定するものです。

制定内容であります。第1条の趣旨、第2条用語の定義、第3条住民一人当たり都市公園の敷地面積の標準、第4条都市公園の配置及び規模の基準、第5条公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を規定しております。

根拠法令等は、都市公園法、都市公園法施行令であります。

施行日は、平成25年4月1日です。

次に、議案の第33号の御説明をします。議案の443ページにお戻りください。

議案第33号美幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の69ページをお開きください。

議案の第33号関係であります。

制定目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法

律が改正され、国の基準を参酌し、都市公園等のバリアフリー化に関する構造基準を定めることについて条例を制定するものであります。

制定内容であります。特定公園施設とは、都市公園の園路及び広場、屋根つき広場、休憩施設及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、掲示板及び標識といえます。条文構成は、第1条趣旨から第14条までの記載のとおりであります。

根拠法令等は、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令であります。

施行日は、平成25年4月1日です。

次に、議案の第34号の説明をいたしますので、議案の451ページにお戻りください。

議案第34号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の70ページをお開きください。

議案第34号関係であります。

改正目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の改正に伴い、公共下水道事業計画に係る認可制度が廃止になったことから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。公共下水道事業計画に係る大臣認可が協議または届け出に改正することになり、区域を国土交通大臣の認可を得た区域を削除して、第2条の文言整理、第3条、第4条、第5条を記載のとおり追加して改正を行うものであります。

次の71から72ページには、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照をお

願いいたします。

根拠法令等は、下水道法であります。

施行日は、平成25年4月1日です。

次に、議案の第35号を御説明いたしますので、議案の453ページにお戻りください。

議案第35号美幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の73ページをお開きください。

議案の第35号関係であります。

改正目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部改正に伴い、国の基準を参酌し、配水施設、処理施設の構造に関する基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。第2条の用語の定義を改め、第3条配水施設及び処理施設に共通する構造の基準、第4条配水施設の構造の基準、第5条処理施設の構造の基準、第6条適用除外、第7条終末処理場の維持管理を追加し、それぞれ関係条文を繰り下げております。

次の74から78ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

根拠法令等は、下水道法であります。

施行日は、平成25年4月1日です。

次に、議案の第36号を御説明いたしますので、議案の456ページにお戻りください。

議案第36号美幌町個別配水処理施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町個別配水処理施設設置条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

る。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の79ページをお開きください。

議案の第36号関係であります。

改正目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道事業計画に係る認可制度が廃止となったことから、条例の一部を改正するものです。

改正内容であります。第3条区域の条文中、「美幌町公共下水道事業認可区域内」を「美幌町公共下水道区域内」に改めるものであります。

次の80ページの新旧対照表を御参照していただきたいと思っております。

根拠法令等は、下水道法であります。

施行日は、平成25年4月1日です。

次に、議案の第37号を御説明いたしますので、議案の457ページにお戻りください。

議案第37号美幌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の81ページをお開きください。

議案第37号関係であります。

制定目的であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法が改正されたことに伴い、従来、水道法施行令及び水道法施行規則で定められていた布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準、水道技術管理者に関する資格基準等を条例で定めるものです。

制定内容であります。第1条目的、第2条布設工事監督者を配置する工事、第3条布設工事監督者の資格、第4条水道技術管理者の資格の条文構成となっております。

根拠法令等は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則であります。

施行日は、平成25年4月1日です。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の460ページをお開き願いたいと思いません。

議案の460ページの議案第38号から議案の480ページの議案第58号までにつきましては、集会室及び美幌町農作業準備休憩施設並びに美幌町地域用水広報館の指定管理を行うために、これら21施設について議会の議決をいたごとするものでございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、既に指定管理者の指定の議決をいただいているものでございまして、その指定期間の満了に伴い、今回新たに指定管理者の議決をいたごとするものでございます。

指定管理の期間につきましては、いずれも平成25年4月1日から平成29年3月31日までとするものでございます。

まず、議案第38号でありますけれども、指定管理者の指定に……（「議長」と呼ぶ者あり）

◎説明簡略化を求める動議

○議長（古館繁夫君） 上杉議員。

○7番（上杉晃央君） ただいま、総務部長のほうから期間満了に伴う指定期間の変更だということですので、説明については、自治会長の変更とかそういった部分を簡略にさせていただいて、一括説明していただきたいと思いません。

○議長（古館繁夫君） 今の発言は、議事進行のことについてでありますけれども、省略

してやれということの動議ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

今のこの扱いについては、賛成の方はいらっしゃると思います。はい。

それでは、部長、そのことを考えて説明してください。

○総務部長（平井雄二君） いずれの21施設におきましても、内容は同じであります。今、上杉議員からお話がありました団体につきましては、全て同じでございます。ただし、代表者につきましては、仲町集会室、三橋南集会室、美富集会室、野崎集会室以外の集会室につきましては代表者が変更となっております。それ以外は、代表者は同じでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） 今、7番上杉晃央議員からの発言は動議ということでありました。動議として賛成して、認めていただけますか。よろしいですか。（発言する者あり）

総務部長、それは可能ですか。

暫時休憩いたします。

午前11時 3分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの動議のことにつきまして、議会運営委員会を開催し、その取り扱いについて、改めて採決をすることといたしました。

ただいま、上杉晃央議員から説明を省略するとの動議が出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたしました。

この動議を議題といたします。

採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 賛成多数です。した

がって、説明を省略することの動議は可決されました。

◎日程第2 議案第11号から
議案第66号まで
(継続)

○議長(古舘繁夫君) 総務部長から、腰痛のため、一般会計予算の説明について、着席したままの説明をさせていただきたい旨の申し出がありましたので、これを許可しております。

それでは説明をお願いします。

総務部長。

○総務部長(平井雄二君) それでは、新年度予算の説明に入らせていただきます。

議案の481ページをお開き願いたいと思います。

議案第59号平成25年度美幌町一般会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成25年度、各会計予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度美幌町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,831万6,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」で御説明申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、25億円と定めるものとございます。

それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為でございます。

債務負担行為は、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶなど、将来の財政負担を設定する行為で、平成25年度以降に係る事業等について、その期間及び限度額を定めるものであります。

まず、一番上段の公用車購入事業(ワゴン)であります。これは、平成24年10月12日に発生いたしました交通事故により廃車となった平成13年度購入の公用車の更新で、備荒資金組合の車両譲渡事業により購入するものであり、期間は平成25年度から平成29年度までの5年間の償還で、限度額は280万5,000円であります。

次に、公用車購入事業(バン)ですが、これは、近年、町外出張がふえていること、保健活動の家庭訪問がふえていること、オートマチック限定免許の職員が多いことなどから、機能性の高いオートマチックのバンタイプの公用車を1台増車するもので、備荒資金組合の車両譲渡事業により購入するものであり、期間は平成25年度から平成29年度までの5年間の償還で、限度額は185万6,000円であります。

次に、戸籍情報システム借上料ですが、これは、平成19年度導入いたしました戸籍情報システムの更新及び副本データの管理システム、火葬許可申請書データシステムの借り上げ料で、期間は平成25年度から平成30年度までの6年間で、限度額は2,483万1,000円であります。

次に、北見赤十字病院運営費負担金ですが、これは、オホーツク圏域唯一の地方センター病院である北見赤十字病院が建物の老朽化や療養環境悪化などから、先進的な高度救命救急医療と専門医療機能をさらに充実

させるため、移転新築・改修することとなり、その事業費の一部を圏域市町村で負担するもので、期間は平成25年度から平成27年度の3年間で、限度額は3,238万4,000円であります。

次に、パトロール車購入事業であります。これは、平成11年度に購入いたしましたパトロール車の更新で、備荒資金組合の車両譲渡事業により購入するものでありまして、期間は平成25年度から平成29年度までの5年間の償還で、限度額は409万円です。

次に、ロータリ除雪車購入費であります。これは、平成4年度に購入いたしましたロータリ除雪車の更新で、備荒資金組合の車両譲渡事業により購入するものであり、期間は平成25年度から平成31年度までの7年間の償還で、限度額は1,517万8,000円です。

次に、砂散布車購入費であります。これは、平成9年度に購入いたしました砂散布車の更新で、備荒資金組合の車両譲渡事業により購入するものであり、期間は平成25年度から平成31年度までの7年間の償還で、限度額は1,548万8,000円です。

次に、自動体外式除細動器借上料（小学校）であります。これは、平成20年度に設置いたしました美幌小学校、東陽小学校、旭小学校のAEDの更新で、期間は平成25年度から平成29年度までの5年間で、限度額は57万5,000円です。

次に、自動体外式除細動器借上料（スポーツセンター）であります。これは、平成20年度に設置いたしましたスポーツセンターのAEDの更新で、期間は平成25年度から平成30年度までの6年間で、限度額は25万2,000円です。

次に、スプーン洗浄機浸漬装置、食器洗浄機借上料であります。これは、平成9年度に購入いたしました学校給食センター調理機器の更新で、期間は平成25年度から平成28年度までの4年間で、限度額は2,454

万9,000円です。

次に、蒸気ボイラー借上料であります。これは、平成9年度に設置いたしました学校給食センター蒸気ボイラーの更新で、期間は平成25年度から平成32年度までの8年間で、限度額は1,158万7,000円です。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債でございますが、平成25年度に実施します各事業に要する財源の一部として地方債に求めるものでございます。

まず、一番上段の美和南公民館建替事業で、限度額420万円です。これは、昭和33年に建設された自治会所有の公民館建てかえに伴う補助を、美幌町地域集会室施設整備補助交付要綱に基づき、建築費の2分の1を補助する財源を地方債に求めるもので、地方債名は辺地債で充当率は100%、後年度、元利償還金の80%が交付税で措置されるものであります。

次に、農業生産基盤整備事業で、限度額は1,850万円です。これは、田中地区、豊栄地区、昭美地区の道営畑地帯総合土地改良事業の区画整理などに係る分であり、地方債名は公共事業等債で、充当率は、通常分が50%、財源対策債分が40%の合計90%です。このうち財源対策債に係る分について、後年度、元利償還金の50%が交付税措置されるものであります。

次に、特定間伐等促進事業で、限度額は1,260万円です。これは、平成23年度から平成32年度までの10年間、未来につなぐ森づくり推進事業として実施されるもので、公共造林事業として実施した植林のうち、市町村が事業費の26%を補助した場合、そのうち16%分について道から市町村に補助され、その補助残が起債として対象になるもので、今年度は民有林200ヘクタールを予定しております。

なお、地方債名は一般補助施設整備等事業債で、充当率100%、後年度、元利償還金

の30%が特別交付税で措置されるものであります。

次に、臨時財政対策債で、限度額は4億5,500万円であります。これは、交付税制度の見直しにより、交付税の不足分の一部を地方自治体の地方債に振りかえられたもので、充当率は100%、後年度に元利償還金の全額が交付税措置されるものであります。

以上、本年度に借り入れをいたします地方債の総額は、4億9,030万円を予定し、計上いたしたところであります。

次に、73ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

昨年度からの予算計上の各事業共通の変更点といたしまして、旅費におきまして、通常の会議、協議のための普通旅費と研修会や随行業務のための特別旅費を区分して計上し、明確化を図っておりますので、御留意願いたいと思っております。

1款議会費であります。議会費の総額は8,020万9,000円でございます。

まず、議会運営費でございますけれども、議員報酬、期末手当、議員共済費等のうち、議員共済会負担金、一番下の行になります。交付金の政務活動費交付金、これにつきましては、議員13名の分を計上しております。その他につきましては、昨年度と大きく変わるものはありません。

次に、75ページをお開き願いたいと思っております。

総務費でございますが、総額は3億6,796万7,000円でございます。

一般管理費の1、一般事務費、7行目になります。普通旅費327万1,000円でございますが、各省庁等から情報収集のため、年5回分の旅費を計上したことによる増額となっております。

次、業務等委託料の3行目、例規システムASPサービス初期導入委託料と、2行飛びまして、使用料でございますが、これにつきましては、例規システムの運用は、これまで

システムを搭載するサーバーを保有する方法をとっておりましたが、5年リースで借り上げをしてきました。5月に、そのリース期間が満了となり、サーバーの補償期間も終了となるため、今後の運用について検討いたしました結果、町でサーバーを更新せずに、システムの補修委託先で管理するサーバーに本町の例規集データを格納し、インターネット回線を使ってシステムを運用するアプリケーションサービスプロバイダー、ASP、このサービスに移行することとし、新年度は6月以降の使用料36万8,000円の計上と、先ほど御説明しました委託料、初期導入委託料31万5,000円、これは現サーバー内のデータ移行費用分を計上したところでございます。

次に、負担金であります。

負担金の5行目、町村会負担金207万2,000円でございます。昨年度よりも大幅にふえてございます。これにつきましては、平成25年4月1日より全国自治協会が財団法人から一般財団法人へ移行となり、実施事業のうち公有建物災害共済及び公有自動車損害共済事業が収益事業と見なされ、委託事業に変更となります。このことにより、災害共済事業に係る事務費交付金等が、従来は北海道町村会から地区町村会に振り込まれ、地区町村会は市町村からの交付金と相殺をして各市町村に負担金として請求をしておりましたけれども、新年度からは、これが委託事業となり、新設されましたまちづくり人づくり交付金として、北海道町村会から直接町村に振り込まれる方式に変更となりました。このことにより、地区町村会は北海道町村会からの交付金の受け入れがなくなり、歳入全額を各町村からの負担金で補う方式となり、今回の負担金増となったところでございます。

全国的に見ますと、町村の負担金増額分が新たな、先ほど説明いたしました、新設されました交付金として補填される仕組みでありますけれども、まちづくり人づくり推進交付金の算定基準が均等割額と公有物件災害共済

事業の合計の納入額の割合に応じて交付されるために、美幌町は、町村規模及び財政規模の上で納入額が他の町村と比較して少額であるため、オホーツク町村会負担金は、平成24年度は92万6,000円でありましたが、これに対し、平成25年度は207万2,000円ということになり、このうち交付金歳入が、これは歳入で御説明いたしますが、52万円歳入として入ってきます。歳出から歳入を相殺した額155万2,000円で、対前年比62万6,000円の実質支出増となっております。

次に、2番庁用事務費であります。次の77ページをお開き願いたいと思います。

上段の5行目、事務用機器等借上料65万1,000円であります。昨年12月に補正をさせていただきました本庁舎の印刷機の借上げ料の増が増額要因となっております。

3、職員研修事業費、1行飛びまして特別旅費でありますけれども、これにつきましては、自治大学校3部過程を毎年研修を行っております、参加してはありますが、新年度はこれに加えて2部課程、これは主査クラス、3部課程は管理職クラス、2部課程は主査クラスということで、この2部課程に、新たに約2カ月になります職員を派遣したいというもので増額となっております。業務委託料、職員研修委託料であります、人事評価制度の導入による接遇研修の分で増額となっております。

次に、広報広聴費でございます。

1、広報広聴費でございますが、まず、社会保険料と臨時職員賃金、それから2行飛びまして消耗品、それから、飛びまして業務委託料の中の一番下、健康診断委託料、この4項目につきましては、国の緊急雇用創出推進事業によりまして、2名の臨時職員を通年雇用して広報ホームページの改善及び広報保存写真などデジタル化を行うことによる予算増で、463万4,000円がこの事業を活用して行うこととしまして、補助率は10分の10あります。

次に、広報広聴費の3行目になりますが、事務事業協力報償2万5,000円でございます。これは町政への町民参加を促すため、町民記者による広報作成を今回実施をしようとするものでございます。

次に、業務等委託料の広報作成業務委託料650万3,000円であります、町の家計簿、これは決算編でありますけれども、これらなど特集を組むためのページ数の増による増額でございます。

このページの一番下、財政管理事業費、普通旅費13万6,000円であります、平成25年度で経過措置が満了となります不採算地区病院に係る特別交付税が経過満了となり、打ち切りになるということになっておりますが、これらに対応するための協議ということで、旅費を計上したものによる増額となっております。

次、79ページをお開き願いたいと思います。

上から3行目、印刷製本費27万9,000円あります。わかりやすい財政状況、予算編を作成し、全戸配付をしようとする事で新たな予算組みとなっております。

次、財政管理費であります。

1、庁舎管理事業費の中ほどの業務委託料の2行目、重要書類廃棄処理業務委託料42万6,000円新規計上であります、平成20年度以降のシュレッダーの処理でございます。

一つ飛びまして、案内板作製委託料5万8,000円あります、これは新規計上であります、本庁舎内の案内配置看板の更新による増額でございます。

このページの下側になりますが、2、町有財産管理事業費であります、次の81ページをお開き願いたいと思います。

上から3行目にあります修繕料307万3,000円あります。これは、3年ごとの特殊建築物検査で指摘の職員住宅のバルコニーの笠木モルタル剥離の修繕でございまして、112万3,000円が増額となっております。

この費目の下、賠償金190万円でありませんが、所有財産の管理に起因する損害賠償金として100万円、公用車の事故等によります損害賠償金として90万円の合計190万円を計上しているものでございます。

その下の償還金利子及び割引料111万5,000円ではありますが、平成22年度に導入いたしました多目的ワゴン車、それから新年度の債務負担行為で御説明いたしましたワゴン車及びバンの備荒資金組合への償還金でございます。

次に、企画費であります。

2番、政策推進事業費ではありますが、自治基本条例推進関係費プラス一般事務費ということで増額となっておりますが、非常勤職員報酬につきましては、推進委員会4回分を計上しております。

それから、印刷製本費9万6,000円ですが、「まち育新聞」の全戸配布を年3回分計上いたしております。

その下の負担金、まちづくり推進事業負担金77万7,000円ではありますが、昨年度と同様に、昨年度は1周年記念事業ということで、まちづくり講演会、あるいはフォトコンテストを実施いたしましたところでございますが、非常に町民の方からも好評でありまして、住民参加をさらに勧めたいという観点から、今年度においても、この講演会、フォトコンテストを継続して実施したいというものでございます。

その次の積立金1,000円、科目設定ではありますが、ふるさと寄附金のふるさとづくり基金への積立金の科目設定でありまして、利子積立金は、住民活動推進費へ組み替えをしているものでございます。

3、行政改革推進事業費、非常勤職員報酬でございますけれども、これは一般管理費から組み替えをしたものでございますが、行政改革推進委員会において、サービス制限条例の検討で4回分を増額しております。

次に、83ページをお開き願いたいと思います。

事業の二つ目にあります、6、国内外交流事業費、各種研修等報償46万6,000円の計上でございます。国内外研修交流事業は隔年実施により、新年度はその分減額となっておりますが、継続してケンブリッジ交換留学生の高校生2名の派遣及び2名の受け入れに対する報償費を計上しております。

次に、辺地対策費であります。

1、生活バス路線等維持事業費の中ほどになりますが、業務委託料、多目的バス運行委託料68万8,000円の計上でございます。これにつきましては、新年度、町営バスの路線運行分につきましては、混乗スクールバス化に伴い、教育費に組み替えをしております。よって、この費目におきましては、昨年度までの町営バス及び福祉バスの多目的利用運行委託分のみを計上しております。4台分を計上しております。

次、補助金の生活バス路線運行維持費補助金1,925万2,000円ではありますが、乗り合いタクシーの通年運行及び各区バス路線の運賃収入減により増額となっております。

その下、積立金7万円ですが、代替輸送確保対策事業基金利子の積立金で、年度末残高は1,494万5,000円となる見込みでございます。

次、交通安全費。

1、交通安全対策推進事業費、一番上段の非常勤職員報酬149万3,000円の新規計上でございます。これは、交通安全指導員14名について、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、別表に明記したことに伴い、報償費から報酬への予算の組み替えによる増でございます。

次に、85ページをお開きください。

上段の下から2行目になります、積立金3万8,000円の計上であります。これは交通安全推進基金利子の積立金で、基金の年度末残高は1,075万5,000円となる見込みでございます。

次に、住民活動推進事業費であります。

中ほどの補助金の下のほうになりますが、

まず、田中自治会100周年記念誌作成事業補助金20万円ですが、田中自治会が100周年を迎えるに当たって記念事業を開催するわけですが、その際、記念誌を作成するというので、記念誌の作成費用の2分の1を補助するものでございます。

その下、美和南公民館建替事業補助金、地方債でも御説明いたしました、美和南公民館の建てかえに伴う補助金で、補助金交付要綱によりまして建築費840万円の2分の1を補助するものであります。この補助金は、限度額500万円となっております。予定する建てかえする公民館につきましては、面積56.7平方メートル、木造平屋建てで対象世帯は19世帯、53名とお聞きしております。

その下のまちづくり活動奨励事業補助金200万円ですが、平成24年度は補正予算により対応させていただき、1件80万円の執行がなされているところでございますが、新年度におきましては、100万円が1件、50万円が2件分を計上させていただいております。

その下の積立金78万3,000円は、まず企画費からの組み替えによる増でございます。この積立金は、ふるさとづくり基金利子の積立金26万3,000円及び町村会からのまちづくり人づくり推進交付金52万円の積立金で、年度末の基金残高は8,476万9,000円となる見込みでございます。

次、財政調整基金積立金586万7,000円でございますが、これにつきましては、まず1点目、財政調整基金及び公共施設整備基金並びに減債基金の3基金に係る利子の積立金として586万6,000円と、2点目といたしまして、寄附金の科目設定に伴う積立金として1,000円でございます。年度末における基金残高は、財政調整基金が8億9,111万4,000円、公共施設整備基金は6億5,665万5,000円、減債基金は3億1,252万2,000円となる見込みでございます。

次に、諸費。

1、防災活動推進事業費の特別旅費15万4,000円につきましては、防災士、宅地危険判定士を養成するために2名の旅費を計上したものでございます。

次の消耗品費95万6,000円につきましては、避難所の石油ストーブ30台の68万8,000円を予算計上したところでございます。

次の印刷製本費261万2,000円は、防災ガイドブック（パンフレット、ポスター）を作製する印刷製本費を計上したところでございます。

次の業務等委託料の4行目になります避難所看板作製設置業務委託料276万5,000円ですが、避難所23カ所に複数の看板を新たに設置しようとするもので、35枚を見込んでございます。

次に、89ページをお開き願いたいと思います。

上段の、5、地上デジタル放送難視対策事業費補助金、高野・美禽地区難視対策事業費補助金2,787万3,000円の新規計上であります。昨年度の栄森地区に続きまして、難視対策でございまして、対象世帯は18世帯、事業費は2,979万9,000円の見込みでありまして、国費、NHK助成を除く補助残に対しまして、個人で高性能アンテナを設置する費用相当分を自己負担となるように、町から34万6,000円を組合に補助するものでありまして、今後の維持管理費用につきましては利用組合が負担するものであります。

次に、徴税費であります。

1、一般事務費、5行目になります特別旅費52万2,000円でございます。これにつきましては、債権管理条例、あるいはサービス制限条例の制定に向けた債権回収による先進地視察など、そのほか各種税務研修の費用を新たに計上したものでございます。

3行飛ばしまして、手数料190万2,000円でございますが、新たな計上でございますが、債権管理条例、あるいはサービス制

限条例の制定に向けまして、弁護士の指導助言をいただくための手数料3回分、27万3,000円を増額計上しております。

次、業務等委託料、2行飛びまして、標準宅地鑑定評価委託料793万7,000円の計上であります。平成27年度に評価がえになるわけございまして、それに向けまして130地点の鑑定を行うものでございます。

次に、91ページをお開き願いたいと思っております。

戸籍住民基本台帳費であります。

1、戸籍住民基本台帳事務費、5行飛ばして6行目になります、業務等委託料の下のほうになりますが、火葬許可申請書イメージデータ作成委託料184万6,000円新規計上ですが、これは、現在、紙ベースの火葬許可書を改葬許可事務のためにデータ化するものでございます。

その次の除籍追加セットアップ委託料207万5,000円でございますけれども、これは、現在、マイクロフィルムで保管している古い除籍につきまして、画像イメージ化を図るものでございます。これは、プリンターの老朽化によりまして、今度支障を来すことから画像イメージ化を図ろうとするものでございます。

次の電算機器借上料312万8,000円でございますけれども、これは10月からの更新とともに、災害に備え副本データ管理システムの追加ということで、遠隔法務局でのバックアップ体制をとるものでございます。

次に、95ページをお開き願いたいと思っております。

中ほどの、参議院議員選挙費745万9,000円でございますが、本年7月に任期満了となる参議院議員選挙費を計上したものでございます。

このページの下になりますが、農業委員会委員選挙費81万円、これにつきましても平成26年4月16日任期満了となる農業委員会委員選挙費を計上したところでございます。

次、97ページをお開きください。

中ほどの1、統計調査事業費。

○議長（古舘繁夫君） 部長、ページ数今何と言った。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 失礼いたしました、95ページであります。

1、統計調査事業費、調査委員報酬117万7,000円ですが、本年、住宅土地統計調査が実施されるための増額となっております。

その下の事務事業協力報償57万8,000円、これは新規計上ですが、本年美幌町農業基本調査を実施するための調査委員協力報償42人分の計上であります。

次、業務等委託料、農業基本調査電算集計処理委託料14万7,000円の新規計上ですが、報償費で説明いたしました農業基本調査の電算処理分の委託料でございます。

次に、97ページをお開きください。

このページにつきましては、前年度と大きく変更はございません。

次に、99ページをお開き願いたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩をします。

再開を1時15分といたします。

午後 0時 1分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、午前中に引き続き、説明を続けさせていただきたいと思っております。

予算書の99ページをお開きください。

民生費であります。総額は20億9,702万6,000円でございます。

社会福祉総務費一般事務費の機械器具189万円でございます。平成21年度より年次的に整備してきております高齢者等住宅の開口の除雪対策として、小型除雪機を平成24年度まで14台導入し、引き続き新年度に3

台を社会資本整備総合交付金により導入する
ものでございます。

その次の補助金、社会福祉協議会40周年
記念事業補助金であります。40周年記念
に当たって、記念誌を作成する2分の1を補
助するものでございます。

その次、積立金104万6,000円、こ
れは、福祉基金利子の積立金104万5,0
00円と、寄附金の科目設定1,000円分
でございます。年度末残高の見込みは2億
7,653万6,000円の見込みでございま
す。

次、3番、他会計負担金事業、繰出金、国
民健康保険特別会計繰出金1億6,375万
8,000円でございますが、これにつつま
しては、まず国保基盤安定支援分として1億
710万2000円、事務費分として2,3
68万7,000円、出産一時金分として1,
120万円、国保財政安定化支援分として
2,176万9,000円について、一般会計
から国保会計へ繰り出すものでございます。

その次、社会福祉施設費の1、施設維持管
理事業費につつまして、次の101ページを
お開きください。

上から3行目、修繕料340万4,000
円でございます。これは、子ども発達支援セ
ンターの療育指導で使用しているコミュニ
ティセンターの集会室の床張りかえ修繕と
して、144万4,000円を計上しているも
のでございます。

次、実施設計委託料、耐震補強実施設計委
託料329万7,000円でございます。これ
は、平成24年度実施のコミュニティセン
ター耐震診断結果に基づき、大集会室の補強
を行うため新年度実施設計に着手するもの
でございます。

その次、教育備品121万6,000円
でございますが、これは、コミュニティセン
ター卓球台13台のうち、新年度において町
単費で8台を更新する費用を計上し、残りは
補助事業を要望する中で、次年度に計画を
しているものでございます。

次、高齢者福祉費でございます。

1、一般事務費、非常勤職員報酬10万
1,000円新規計上でございます。これ
は、議案第16号で御説明いたしました附属
機関に関する条例により、新たに美幌町高齢
者保健福祉介護保険事業推進委員会委員18
名、1回分の報酬を計上したところでござい
ます。

次、補助金の4行目になります緑の苑ユ
ニット型個室利用者負担激変緩和事業補助金
600万円でございますが、対象者が74名
から43名に減少したことによる減でござい
ます。

次の緑の苑多床室運営費補助金358万
8,000円につきましては、介護報酬単価
の改定による増額となっております。

2、在宅福祉事業費、消耗品費114万
9,000円でございますが、緊急通報装置
の一部が備品から組み替えとなったことよ
る消耗品の増額でございます。

業務等委託料の一番下、在宅福祉サービ
ス委託料519万2,000円でございます
が、まず一つ目に、訪問入浴サービス利用者
減に伴う委託料単価の増で70万円が増。二
つ目に、新年度からの乗り合いタクシー本格
運行に伴う従前福祉バス路線利用者に係る無
料代替券発行分委託料の増として192万円
を計上したところでございます。

次に、103ページをお開きください。

上から4行目になります機械器具99万
1,000円は、緊急通報装置23台分の計
上でございます。

2行飛びまして扶助費、1行飛びまして住
宅改修費助成90万円でございます。これ
は、介護保険及び障害者自立支援制度利用者
以外の高齢者や身体障害者に対して、手すり
や段差解消などの住宅改修に係る助成で、限
度額は、工事費の上限が10万円で、その9
割を助成するもので、新年度は10件分を計
上しているところでございます。

3、生きがい対策事業費、これにつつま
しては、福祉バスが乗り合いタクシーに移行し

たことによる予算の組み替え及び自立デイサービス運営委託料の事業間組み替えによる減額となっております。

次、4、施設運営事業費の臨時職員賃金と嘱託職員賃金につきましては、今まで臨時職員賃金として組んでいた管理人が定年退職に伴いまして、嘱託職員として今回1名分計上したものでございます。

次、業務委託料の、一つ飛んで自立デイサービス運営委託料756万6,000円につきましては、生きがい対策事業費からの組み替えによる増でございます。

次、105ページをお開きください。

5、施設措置事業費の扶助費、老人保護措置費4,148万4,000円でございます。これは、美幌町民が町外の養護老人福祉施設に入所しております21名の方と現在入所相談中の2名の方を見込み、合計23名に対する措置費を計上したところでございます。

6、後期高齢者医療費、負担金、療養給付費負担金2億3,940万6,000円でございます。後期高齢者医療広域連合で支払いする医療給付費に要する町の公費負担分で、国が6分の4、道が6分の1、町が6分の1を負担するものでございます。

7、他会計負担金事業費、繰出金。まず、後期高齢者医療特別会計繰出金8,627万8,000円でございますが、保険料の軽減に係る保険基盤安定分として6,257万7,000円、広域連合市町村負担分として684万円、市町村事務費分として1,686万1,000円について、一般会計から繰り出しするものであります。

次の介護保険特別会計繰出金2億3,433万8,000円につきましては、介護給付に対するルール分として1億7,442万7,000円、人件費その他経費分として4,398万円、包括的支援事業及び任意事業分として1,551万8,000円、介護予防事業分として41万3,000円を一般会計から繰り出しするものでございます。

次に、国民年金事務費については、変わり

はございません。

障害福祉費、一般事務費、非常勤職員報酬3万4,000円新規計上であります。これは先ほども説明しましたが、附属機関の条例改正によりまして、新たに美幌町福祉有償運送運営協議会の委員6名1回分の報酬を計上したものでございます。

次に、107ページをお開きください。

上段の補助金の、1行飛びまして、北海道療育園美幌療育病院開設準備補助金3,634万1,000万円ありますが、これは、美幌療育園の開設に伴う補助金を10年賦で執行していたものでありますが、25年度は最終年でありまして、1年目から9年目までは年3,300万円、10年目であることし最後が残額となりますので、3,634万1,000円という端数のついた予算の計上でございます。

次、事業一つ飛びまして、3、障害者自立支援事業費の非常勤職員報酬21万3,000円、これにつきましても、先ほど来説明しております附属機関の条例改正に伴いまして、美幌町障害者自立支援協議会の委員19名2回分の報酬を計上したものでございます。

次、業務等委託料、1行飛びまして地域生活支援事業業務委託料2,900万2,000円でございますが、特に増減といたしましては、日中一時支援事業ほか505万2,000円の減額、訪問入浴が96万6,000円の増額となっております。

3行飛びまして、障害者等交流活動センター支援事業委託料178万6,000円につきましては、平成25度は緊急雇用創出推進事業の対象外のため、事業規模減少による減額となっております。

次、扶助費の4行目、自立支援医療給付費4,257万円あります。腎臓障害による人工透析の入院、通院、薬剤、生活保護者に対する給付及び肢体不自由による人工関節の入院給付並びに新年度より道から権限移譲を受けた障害のある18歳未満の育成医療給付

金を計上してございます。

次、1行飛びまして、介護給付費・訓練等給付費4億9,401万2,000円でございます。主な増額の理由といたしましては、2点、まず1点目は、介護給付費で3,416万4,000円の増、訓練等給付費で2,983万円の増、いずれも利用増に伴う増額でございます。

次、109ページをお開きください。

下段になります児童福祉総務費、一般事務費の非常勤職員報酬33万6,000円につきましても、附属機関の条例改正に伴いまして、ここでは美幌町次世代育成支援推進協議会の委員20名の3回分の報酬分を計上したものでございます。

2、子ども発達支援センター事業、2行飛びまして、臨時職員賃金915万9,000円でございます。通所者の増加に伴いまして、指導員を3名から4名体制に強化するもので増額となっております。

次に、111ページをお開きください。

中ほどの3、学童保育所設置事業費、1行飛びまして臨時職員賃金973万8,000円でございますが、障害児の新規利用予定に対応し、看護師等指導員の強化による増となっております。このページは、ほかには主になった増減はございません。

次に、113ページをお開きください。

一番下の段、保育園費でございます。

保育園運営事業費の臨時職員賃金4,441万8,000円でございますが、美幌保育園正職員の栄養士の定年退職に伴いまして、臨時調理員1名の採用による賃金の増額でございます。このページは、ほかに特別増減はありません。

次に、115ページをお開きください。

下段になります、季節保育所費でございます。運営事業費の中ほどの修繕料228万円でございますが、中央保育所、屋上防水改修として220万5,000円の増額となっております。

次に、117ページをお開きください。

これは下段になります、児童措置費で、児童手当支給事業費の扶助費、児童手当でございますが、2億7,119万円であります。平成24年6月から所得制限が設けられたため、制限額以上の世帯につきましては、特例給付として月額一律5,000円の支給となったところでございます。

次に、1枚飛ばしまして、121ページをお開きください。

衛生費でございます。総額は7億9,920万7,000円でございます。

まず、1、一般事務費の負担金の一番下、北見赤十字病院運営費負担金1,619万3,000円、新規計上でございます。内容は、第2表債務負担行為で御説明いたしました負担金で、本町の負担総額4,857万7,000円のうち、債務負担行為の分3,238万4,000円を除いた分を平成25年度予算で計上したところでございます。

一つ飛びまして、医療従事者就業支援補助金315万円、新規計上でございます。これは、看護師を初めとする医療従事者の確保が地方において非常に厳しい状況にあることから、町内に潜在する技術者や町外の技術者が町内の医療機関等に就業した場合、1年目は住宅準備金として20万円と就業支援金として25万円を、2年間、3年間、就業した場合は、それぞれ年25万円を補助する制度を新設し、地域の医療従事者の確保を図るもので、新年度は7名分を計上したところでございます。

次に、2、乳幼児医療費助成事業費の4行目、扶助費、1行飛ばしまして、未熟児養育医療費扶助210万円の新規計上でございます。新年度から道より権限移譲を受けたもので、7名分を計上しております。

事業を一つ飛ばしまして、4、他会計負担事業費の負担金、美幌・津別広域事務組合負担金1,127万2,000円につきましては、火葬場の運営に要する一般会計からの負担金でございます。

水道事業会計負担金23万2,000円

は、公共施設の無償給水に係る一般会計からの負担金であります。

次の病院事業会計負担金1億8,756万2,000円ありますが、これにつきましては、まず、救急医療に要する経費として3,799万1,000円、高度医療に要する経費として2,492万7,000円、建設改良に要する経費として2,877万7,000円、小児医療に要する経費として1,465万円、小児救急医療に要する経費で1,312万5,000円、医師確保対策に要する経費として27万2,000円、不採算診療分として6,732万円、自治体病院再編経費改革プラン経費として50万円を計上したところでございます。

次に、投資及び出資金9,413万5,000円でございます。これは、病院の企業債元金償還分として7,224万9,000円、医療機器購入分として1,974万3,000円と、水道の簡易水道に係る企業債元金分として214万3,000円を計上したところでございます。

次の繰り出し金の個別配水処理特別会計繰出金3,495万2,000円は、地方債の償還分として685万4,000円、資本費のルール分として1,175万8,000円と、基準外分として1,634万円を繰り出しするものであります。

次に、123ページをお開きください。

一番上段の、1、感染症対策事業費の4行目、業務委託料の一番下、エキノコックス症検査委託料41万6,000円は、近年の発症事例が増加していることから、自己負担を無料化をし、受診拡大を図ろうとするものでございます。

次、2、予防接種事業費の業務委託料、個別予防接種委託料3,395万6,000円あります。インフルエンザ予防接種について、高齢者以外の非課税世帯への全額公費負担を新年度から廃止をいたしまして、かわりまして、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの2分の1公費負担を後期高齢者医療特別会計

で計上し、新年度から開始しようとするものでございます。

次、3、母子保健事業費の業務委託料の5行目になります発達支援教室委託料と5歳児相談委託料につきましては、報償費からの予算組み替えでございます。

一つ飛ばしまして、教育備品であります。松緑神道大和山様からいただきました御寄付を財源といたしまして、発達支援教室用の遊具の購入をしようとする41万円でございます。

次に、125ページをお開きください。

4、健康づくり事業費、中ほどの業務委託料、まず、がん検診委託料1,601万8,000円でございます。各種がん検診の自己負担額について、75歳以上を検診費用の約10%程度、それ以外は約30%程度と昨年までしてきましたけれども、より受診しやすい環境に改め、早期発見を図るがん検診を強化するために、新年度からは、全員約10%程度に負担軽減し、受診者増を図っていくとするものでございます。

次の特定健診委託料188万4,000円につきましても、がん検診と同様に75歳以上と、それ以外の者の格差を廃止いたしまして、負担軽減をし、受診者増を図っていくとするものでございます。

一つ飛ばしまして、検診データ作成委託料100万円でございます。これは、法改正によるプログラム改修費用でございます。

その下の肝炎ウイルス検査委託料52万9,000円は、新年度から全額公費負担で実施をしようとするものでございます。

ほかは、特に変わりはございませんので、次に127ページをお開きください。

上段の2、緑化推進事業費の業務委託料、樹木診断委託料36万円、新規計上でございます。これは豊富にあります保存樹木ハルニレの根回りに空洞が発生しましたので、その治療のために診断を行おうとする委託料の計上でございます。

次に、1、保健福祉総合センター維持管理

事業費でございますが、ここの社会保険料、それから、臨時職員賃金、嘱託職員賃金、それから業務委託料の中の健康診断委託料、これにつきましては、これまで運動指導業務を社会福祉協議会に委託しておりましたが、新年度からは健康推進担当による直営といたしまして、保健事業と一体化を図ることで効果的な各種教室を展開することとしたことから、指導員による経費を直接予算計上したものでございます。嘱託職員賃金の211万円につきましては、その指導員のうち1名を常勤指導員として配置することで嘱託化を図るものでございます。

次の修繕料192万5,000円につきましては、ろ過装置のろ過材の交換といたしまして52万5,000円の増額が含まれてございます。

次、施設維持管理事業委託料の一番下になります施設維持管理定期点検委託料18万円の新規計上でございます。これは、設置後、保健福祉総合センターが8年を経過し、経年によって設備にふぐあいが発生してきているために、大規模修繕とならないように、点検を実施をしようとするものでございます。

次に、129ページをお開きください。

清掃費であります。1、塵芥収集事業費、2行飛びまして、業務等委託料の1行飛びまして、資源ごみ収集と運搬業務委託料2,121万3,000円でございます。平成24年度から2年間で、それぞれ1名ずつ人員増を図っているための増額となっております。

次の農村ごみ収集運搬業務委託料479万3,000円でございますが、農村地区一般ごみの収集回数を、新年度から月1回から2回に拡充するために増額となっているものでございます。

1行飛ばしまして、その他プラスチック収集運搬業務委託料973万5,000円でございますが、これも1名人員増による増額となっているところでございます。

事業を一つ飛ばしまして、3、ごみ処分場

維持管理事業費で、1行飛びまして特別旅費24万6,000円の新規計上でございますが、廃棄物処理施設技術管理の管理者の養成旅費として計上したところでございます。

2行飛びまして、光熱水費686万7,000円でございますが、平成24年10月から第3期の埋立処分場が供用開始となったことによる増額となっております。

次に、131ページをお開きください。

一番上段の工事請負費、第2期埋立処分場整備工事820万円の計上でございますが、第2期埋立処分場の最終覆土に向けた遮水シート敷設工事を平成25年から26年の2カ年で行うものでございます。

次、133ページをお開きください。

労働費でございます。総額は3,635万8,000円でございます。

1、労働対策事業費の業務委託料、雇用対策事業委託料1,500万円の計上でございます。季節労働者を初めとする雇用対策として、春季・冬季に町道、公園、河川、学校、その他公共施設の支障木伐採や枝打ち、あるいは清掃、除雪など就労の場を確保するための委託料の計上でございます。

補助金、1行飛びまして、美幌高等職業訓練校創立50周年記念事業補助金30万円でございますが、50周年記念に当たり記念誌を作成するための2分の1の補助金の計上でございます。

貸付金1,800万円につきましては、勤労者住宅建設資金貸付金で、利用件数の減少による500万円の減額でございます。

次に、135ページをお開きください。

農林水産業費でございますが、総額は6億401万8,000円でございます。

一番下の段になります農業総務費の一般事務費、3行目各種研修等報償7万9,000円の新規計上でございますが、T P P 町民セミナー1回分の計算計上でございます。

次、業務等委託料のT P P 対策用啓発資料と作成委託料9万1,000円の新規計上でございますが、啓発のぼりの更新分として5

0枚分を計上したものでございます。

次、137ページをお開きください。

2段目の農業振興費の1、一般事務費の業務等委託料、2行目にあります農業振興地域土地利用計画図作成委託料50万9,000円の新規計上であります。農業振興地域の全体見直しを実施するために、平成25年度は土地利用計画図を作成するものであります。

次、補助金の2行目、てん菜作付奨励事業補助金850万円であります。てん菜作付面積の減少を抑えるために、維持、あるいは拡大する農業者に対して、昨年度と同額の補助をするものでございます。

その次の、てん菜生産労働力確保緊急対策事業補助金49万5,000円の新規計上でございます。これにつきましては、てん菜作付減少の要因の一つであります播種作業、定植作業における労働力不足を補うため、苗立て、苗どり、苗運搬、あるいは移植機への苗提供などの補助作業を行う季節労働者の賃金の一部を補助する制度を設けることとしたものでございます。季節労働者賃金、日額8,944円のうち、2,944円を補助することで、生産者の負担を一日6,000円とするもので、平成25年度の予算は、延べ168人分を計上したものでございます。

次、2、農業担い手確保育成事業費の補助金の2行目、青年就農給付金450万円の新規計上でございます。この経費につきましては、昨年度は9月の議会で補正をいただきました分でございますが、国の新規就農総合支援事業を活用した間接補助により、経営開始後、不安定な経営を支援するもので、年間1人150万円、平成25年度は3名を予定しております。補助率は10分の10でございます。

次、139ページをお開きください。

二つ目の事業になります。5、エゾシカ対策事業費、非常勤職員報酬40万4,000円でございますが、これも附属機関の条例で御説明いたしました鳥獣被害対策実施隊員18名、4回分の出勤報償分を計上したもので

ございます。

その下の自動車等借り上げ料21万6,000円は、この実施隊が実際に駆除を行う際の車の借り上げ料を計上したものでございます。

次の6、みらい農業センター費の2行目、嘱託職員賃金1,121万9,000円ですが、新たに、みらい農業センター所長の新規採用に伴う増額を見込んだものでございます。

ほかは、前年と変わったところはございません。

次に、141ページをお開きください。一番上段になります補助金、新規就農予定者農業実習支援事業補助金114万円ですが、農業研修補助1名、4カ月分、60万円の増額となっております。

次の7、経営所得安定対策事業費補助金、経営所得安定対策事業補助金216万7,000円ですが、戸別所得補償制度を円滑に実施するための事務費の間接補助でございます。

次、8、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金452万6,000円の計上でございますが、昨年度に引き続き実施される道の補助事業で、新年度は有機農業3戸、43.5ヘクタール、エコファーマー13戸、69.63ヘクタール分でございます。

次、畜産業費、畜産振興事業費の補助金の優良肉用牛導入推進事業補助金112万5,000円ですが、優良種牝牛確保のために従来の補助制度を見直し、購入上限額34万だったものを、34万円から50万円に引き上げるとともに、補助率を町、JA、それぞれ15%ずつだったものを、それぞれ25%に引き上げて強化を図るものでございます。25年度予算は、10頭分の計上でございます。

その次の乳用種性判別凍結精液助成事業補助金116万6,000円につきましては、後継牛確保のため価格が高く普及率の低い性

判別凍結精液使用に際し、1本7,000円のうち、町、JA、それぞれ25%ずつを補助し、牝牛確保を図るものでございます。牝牛の出生確立は、この精液を使うことによって9割と言われてございます。25年度は370頭分の予算を計上しております。

次、一番下の段になります事業、3、牧野維持管理事業費でございますが、次の143ページをお開きください。

中ほどよりちょっと上になりますが、施設維持管理等委託料の一番下、美幌峠牧場浄水場濾過池等清掃作業委託料108万円の計上であります。平成16年以来実施していない過池の清掃を実施しようとする経費でございます。

2行飛びまして、原材料費279万9,000円でございますが、人工授精用の凍結精液の購入で79万8,000円の増額となっております。

下の段、農地費の2番目の事業、2、道営土地改良事業費の負担金の各地区の負担金につきましては、工事内容につきまして、後ほど副町長より御説明を申し上げます。

次、145ページをお開きください。

この段の一番下、4、土地改良事業団体連合会負担事業費の負担金、道土地改良事業団体連合会負担金232万2,000円ですが、道営土地改良事業費の増額に伴う連合会負担金の増額であります。

一番下になりますが、みどりの村運営事業費ですが、まずは、財団法人美幌みどりの村振興公社は、新公益法人制度に基づきまして4月1日に一般財団へ移行する準備を進めておまして、このため新財団へ出損金300万円及び公益事業に対する負担金207万6,000円を新規計上しているものでございます。

この事業費の一番上にあります修繕料200万円の新規計上につきましては、グリーンビレッジのトイレの和式便器を全て洋式化に改修するものでございます。

一番下の負担金につきましては、先ほど説

明した内容でございます。

次、147ページをお開きください。

一番上、みどりの村振興公社管理運営費負担金2,513万7,000円ですが、契約職員1名増員による増額となっております。投資及び出資金につきましては、先ほど説明した内容の出損金300万円の計上でございます。

次、林業費ですが、2番目の林業推進事業費の中ほどの業務等委託料の4行目、木質チップ運搬委託料44万1,000円の新規計上ですが、これはジェイバー制度において計量が必要なために高野の計量機までの運搬委託分の計上でございます。一番下の補助金、町産材活用促進事業補助金1,200万円でございますが、これは、FSC認証材を活用した新築、または増改築に対し、認証材1立方メートル当たり4万円で、限度額100万円の15棟分を計上しているところでございます。

その下、木質パレットストープ購入補助金100万円ですが、道の補助事業廃止に伴う予算費目の組み替えで、昨年度と同様5台分を計上しているものでございます。

次、149ページをお開きください。

3、林業施設維持管理事業費、施設維持管理等委託料の2行目、森林公園管理業務委託料137万3,000円ですが、常用型草刈り機の更新ということで、94万5,000円が増額となっております。

次、林業振興費であります。

事業番号4、民有林振興対策事業費の補助金の2行目、未来につなぐ森づくり推進事業補助金3,276万円でございます。民有林の伐採跡地の確実な植林を行う事業に対しまして支援するもので、新年度は200ヘクタールを予定し、事業費は1億2,600万円で、町が26%助成することにより、16%分が道から町へ助成されるもので、実質、町の負担は10%分の1,260万円となるものでございます。

次、町有林造林事業ですが、次の1

51ページをお開きください。

上から5行目、業務等委託料、1行飛びまして造林作業委託料1,403万1,000円です。ことしの委託事業の内容としましては、除伐が11.36ヘクタール、造林が9.6ヘクタール、下刈りが45.01ヘクタール、市街地造林が10.32ヘクタールを実施しようとするものでございます。

その下の次の次の次でしょうか、庁用備品20万5,000円とありますが、これは森林所有者情報整備事業用のパソコンの更新でございまして。

このページは、ほか変わったところはありません。

次、153ページをお開きください。

商工費でございます。総額は3億6,675万8,000円でございます。

1、商工総務推進事業費、非常勤職員報酬11万2,000円は、先ほど来説明しております附属機関に関する条例制定によりまして、ここでは美幌町新エネルギー導入推進委員会の委員10名の2回分の報償費を計上しております。

次、業務等委託料、太陽光発電システム設置モニター委託料200万円ですが、一般家庭への普及促進を図るため、モニターを条件に1件当たり10万円を限度に、20件分を計上しているところでございます。

その下、道再生可能エネルギー推進機構負担1万円でございますが、平成24年度に設立をいたしました、この推進機構に賛助会員として加入をし、情報入手を図ろうとするものでございます。

次、商工業振興費であります。

事業番号2番、商店街活性化事業費の補助金の、1行飛びまして、町内消費拡大セール事業補助金900万円でございます。平成22年度から3年間実施してきましたスマッピーカード、プレミアムプリペイドカードチャージ事業への支援、町内消費拡大セール事業補助金は、地元消費拡大に効果があり、町民の皆様にも大変好評でございますが、特に

若者世代の購買流出の抑制効果は不明確でありまして、新年度は新たな取り組みといたしまして、従来の30%プレミアムチャージ事業に加え、若者の地元消費を促すヤングサポートプレミアムチャージ事業を実施することとし、これらを若者に対しては50%プレミアムの事業を実施しようとするものでございます。

次の、空き店舗活用事業補助金40万円ですが、平成24年11月から1件の対象があり、新年度は8カ月分を計上するとともに、新たに新規分といたしまして1件分を計上しているものでございます。

以下、特に変更がございませんので、次の155ページをお開きください。

下のほうになりますが、事業番号4番、観光施設維持管理事業費の2行目、修繕料477万円です。峠の湯各種設備修繕料増のほかに温泉井戸の調査に伴う事前改修費として126万7,000円の増額となっております。

次の業務等委託料、交流促進センター泉源坑井内調査委託料31万1,000円ですが、これは先ほど修繕料で申しました改修の調査費でございます。

次に、157ページをお開きください。

上から2行目、負担金、1行飛びまして峠レストハウス維持管理等負担金26万3,000円の新規計上です。これは、峠のレストハウスの雨漏りの改修に要する費用を商工会議所と折半で負担するものでございます。

次に、消費者対策事業費の業務等委託料、消費者生活相談業務委託料430万7,000円ですが、相談体制の強化を図るため、相談員2名体制の構築による増額となっております。

次、159ページをお開きください。

土木費です。総額は9億9,732万2,000円でございます。

一番下の段になります。道路橋梁維持管理事業費の下から3行目、修繕料2,491万

円ではありますが、道路大規模改修修繕で300万円の増となっております。

次、161ページをお開きください。

一番上段の業務等委託料の2行飛びまして、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料900万円でございます。平成23、24年度の2カ年間で調査を実施し、新年度はこの結果に基づき修繕計画の策定を行うものでございます。

次に、工事請負費でございます。三つ目の町道29号側溝排水路整備工事1,000万円でございますが、これは登栄地区の町道側溝排水路の老朽化による布設がえで、130メートルの布設がえをするものでございます。

事業番号2番、除雪対策事業費は、昨年度除雪ダンプ購入費4,200万円を計上しておりましたが、この分が主な減額の理由でございます。

次に、163ページをお開きください。

1、道路新設改良事業費、実施設計等委託料、町道505号ほか実施計画基礎調査業務委託料210万円でございますが、将来、補助事業により改良工事を行うための基礎調査で、新町、東1条南1丁目から5丁目、さらには緑園通の3路線、1.9キロメートルを基礎調査をするものでございます。

次、工事請負費につきましては、後ほど副町長から説明を申し上げます。

次、165ページをお開きください。

都市計画費の2、都市計画変更事業費894万4,000円でございますが、この事業費にかかる経費といたしましては、用途地域の見直しを図るために、都市計画現況図を作成するとともに、土地利用、都市計画の再考を協議する予算を計上したところでございます。

次、公園維持管理事業費でございますが、下のほうになりますが、工事請負費、簡易水洗トイレ設置工事63万円あります。新年度、ライラック公園に設置します簡易水洗トイレ1基分の設置工事でございます。

一番下の行、その他の備品30万3,000円になりますが、簡易水洗トイレ1基分の購入費であります。

次に、167ページをお開きください。

公共下水道費の繰出金、公共下水道特別会計繰出金3億2,134万8,000円あります。雨水処理に要する経費、地方債償還金、水洗便所普及費、汚水処理費のほか基準外の一般会計からの繰出金であります。

次、住宅費であります。

1、一般事務費の補助金、住宅リフォーム促進補助金4,950万円あります。建設後5年以上経過した住宅をリフォームする際、一定の条件下におきまして助成するもので、対象工事費は50万円以上で、補助率は20%以内、補助金の限度額は50万円で、新年度は150件分を計上しております。

住宅耐震改修補助金150万円でございますが、昭和56年5月31日以前に建築した住宅の耐震化工事を実施する場合、一定の条件下において助成するもので、工事費が20万円未満の場合は全額を、20万円以上200万円未満の場合は20万円を、200万円以上の場合は30万円を助成するもので、新年度は5件分を計上しております。

次、住宅管理費の住宅維持管理事業費の修繕料2,949万2,000円ありますが、美園公営住宅の屋根吹きかえを平成25年度から年次的に行い、長寿命化を図ることとし、平成25年度は5棟20戸分の1,100万円が増額となっております。

次、実施設計等委託料、駐車場整備実施設計委託料500万円でございます。公営住宅駐車場の必要区画を確保するとともに、有料化に向けた整備のために、仲町、三橋南、南、美富の4団地の実施設計に着手するものでございます。

次、工事請負費の灯油集中供給設備改修工事3,657万2,000円ありますが、平成24年度から3カ年計画で実施しているもので、25年度は仲町、三橋南、美富、南団地の144戸を実施し、平成26年度、南団

地148戸で完了となる見込みでございます。

次、1枚飛ばしまして、171ページをお開きください。

消防費でございます。消防費の総額は4億6,657万円でございます。消防費の内容につきましては、後ほど副町長より御説明を申し上げます。

それでは、173ページをお開きください。

教育費であります。総額は8億9,453万3,000円でございます。

2段目になります。事務局費の負担金、福豊小学校閉校行事負担金140万円でございます。平成26年3月末をもって閉校となる福豊小学校の閉校行事、中身は記念行事、式典、DVD作製などを計画しているものでございますが、これにかかる負担金の計上でございます。

次、教育振興事業費、非常勤職員報酬3万4,000円でございます。これにつきましても、附属機関の条例化により位置づけられたもので、美幌町就学指導委員会委員3名、2回分の報酬の計上であります。

1行飛びまして、臨時職員賃金915万2,000円でございます。これにつきましては、平成23年4月の法改正により、小学校1年生の学級編成が30年ぶりに40人から35人へと引き下げられまして、平成24年度からは2年生についても対象となりました。しかし、全ての学年で実施されないことから、3年生はもとの40人学級へ編成しなければならなくなってしまうために、本町においては、昨年度、旭小学校の3年生が39名となる予定から、町単独で期限つき教諭を配置し、35人学級を実施したところでありますが、新年度は旭小学校4年生が40名となり、また美幌小学校3年生が37名となる予定から、町単独による期限つき教諭2名を配置し、35人学級を実施するものでございます。

次に、175ページをお開きください。

上段のほうになります。負担金の下段のほうになります。公開研究会負担金18万円というのがあるかと思いますが、これは福豊小学校の実践例を後世に残すための公開研修費の負担金でございます。

次、補助金の3行目、北見柏陽高等学校創立90周年記念事業補助金10万円でございます。柏陽高校の90周年を迎えるに当たりまして、記念誌の作成費として、その一部を1市5町で補助するものでございます。

一番下の段になります。学校保健事業費につきましても、次の177ページをお開きください。

下のほうになります。教育備品といたしまして33万9,000円を計上しております。これは美幌小学校、それから美幌中学校の聴力検査機器の更新でございまして、20年使用したものの更新でございます。

次、語学指導外国青年招致事業費、非常勤職員報酬、さらに社会保険料でございます。これは先ほど来説明をいたしました語学指導外国青年、AETにつきましても、特別職から新年度から非常勤職員に位置づけを定めることから、職員給与費として今まで計上してきたものを、ここの報酬、あるいは社会保険料で組み替えをするものでございます。

下の段になります。小学校費の学校管理事業費は、179ページをお開きください。

上から3行目になります。修繕料1,104万4,000円あります。一つには、東陽小学校の体育館屋根雨漏り修繕といたしまして123万4,000円、もう一つ、旭小学校、給湯ボイラーの更新として294万円が増額となっております。

次、業務等委託料の2行目、スクールバス運行業務委託料1,850万3,000円ありますが、町営バスの混乗スクールバス化に伴う予算の組み替え及び運行路線への変更による増額でございます。

次、工事請負費。

まず、旭小学校校舎屋根改修工事1,690万5,000円あります。昭和57年建

築の旭小学校校舎屋根の老朽化による全面改修でございます。

その次、美幌小学校、東陽小学校、旭小学校のトイレの洋式化工事でございますが、小学校のトイレは一部に洋式便器はあるものの、ほとんどが現在、和式状態であり、日常の生活環境に合っていないため、全て洋式化を図るもので、96基を洋式化するものでございます。

次の東陽小学校屋外遊具更新工事1,295万8,000円であります。東陽小学校の屋外遊具は、老朽化により平成24年6月に撤去をし、その後、一部寄贈により設置をいただきましたが、新年度にコンビネーション遊具を設置するものでございます。

次、1行飛びまして、庁用備品859万3,000円であります。まず、美幌小学校教職員パソコン更新として800万円、美幌小学校紙折機更新として28万1,000円、東陽小学校の脚立1台11万円、児童用机・椅子の更新19組分20万2,000円でございます。その下、機械器具5万9,000円は、旭小学校除雪機用バッテリー充電器の更新でございます。

一番下になります教育振興事業費は、次の181ページをごらんください。

上段の庁用備品580万円ですが、平成17年に導入いたしました教育用コンピューターの更新で、新年度は市街校3校に7台ずつ整備するものでございます。

一つ飛ばしまして、教育備品135万5,000円あります。

まず、1点目、市街校3校にプールコースロープの更新といたしまして99万3,000円。同じく、市街校3校のミシンの更新8台分で28万4,000円。旭小学校、体育用の大玉の更新2個分として7万8,000円でございます。

次、負担金の吹奏楽等大会参加負担金166万4,000円ありますが、美幌小学校金管バンドの全道大会出場負担金を新年度当初予算で計上したものでございます。

補助金、1行飛びまして、統合地区通学費補助金54万円は、新年度から町営バスのスクールバス化に伴い減額となっているための減でございます。

次、特別支援学級でございます。人夫賃等863万1,000円あります。新年度、特別支援学級に在籍する見込みの児童数が増加するとともに、児童の症状、あるいは形態が複雑多様化しているために、美幌小学校において介助員を4名から7名に3名増員するための増額となっているところでございます。

一番下の段、中学校費の学校管理費事業費は、次の183ページをお開きください。

9行目になります業務等委託料の一つ飛んでスクールバス運行業務委託料、これは先ほど小学校費でも説明しましたが、町営バスの混乗スクールバス化に伴う予算の組み替え及び運行路線の変更によるものの額の増額でございます。

工事請負費、美幌中学校教頭住宅新築工事1,600万円あります。平成24年4月に美幌中学校が移転したことに伴い、管理住宅が学校敷地内になく、また、現管理住宅も老朽化していることから、施設管理上、あるいは災害対応上において必要性が高い教頭住宅を敷地内に建設をするものであります。

1行飛びまして、庁用備品21万3,000円につきましては、生徒用机・椅子の更新で20組分を計上したものでございます。

その下、機械器具38万4,000円は、美幌中学校の除草剤散布機一式を購入するものでございます。

一番下の段、1、教育振興事業費の3行目、教育備品123万4,000円ありますが、まず、各中学校の柔道用投げ込みマット10枚分として76万8,000円、北中学校踏み切り板更新として13万円、美幌中学校エバーマット更新として23万4,000円、美幌中学校体操マット更新として10万2,000円を予算化したものでございます。

次、185ページをお開きください。

上段の中ほどの補助金、統合地区通学費補助金365万7,000円であります。小学校費で御説明いたしました町営バスのスクールバス化に伴う減額となっております。

特別支援学級事業の人夫賃等508万3,000円ありますが、小学校と同様な状況から、美幌中学校の介助員を2名から3名に1名増員するための増額となっております。

○議長（古館繁夫君） 総務部長、ここまでといたします。

暫時休憩します。

2時25分再開とします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続きお願いします。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 1点、修正をさせていただきますと思いますが、181ページの特別支援学級の人夫賃の私の説明の中で、介助員の増員の説明をいたしました、美幌小学校において増員をするという説明をしましたが、美幌小学校ではなくて町内の小学校ということで訂正をお願いいたします。3校で、4名から7名に3名増と、お願いいたします。

それでは、185ページをお開きいただきたいと思っております。

社会教育費の、まず、社会教育総務費でございますけれども、この費目では、大きく昨年度と比較して、文化ホール整備事業費が減額となっているところでございます。

このページは、ほか大きく変更するところはございません。

次、187ページをお開きください。

下の段になりますが、事業番号4、芸術文化振興事業費の負担金、芸術文化鑑賞事業費

負担金250万円ではありますが、まず、コンドルズの招聘事業として200万円、子供向けの事業として50万円を計上しているところでございます。

その下、補助金、芸術文化振興事業補助金240万円ありますが、まず吹奏楽の指導者招聘における技術講習会として40万円、鑑賞事業といたしまして、まず、いにしへのしらべコンサート、それから、高嶋ちさ子トリオコンサート、藤原道山尺八コンサート、高橋真樹新世代アコースティックギターライブ、これらの鑑賞事業で200万円を予算計上しているところでございます。

次に、189ページをお開きください。

社会教育施設費でございます。

1、町民会館維持管理事業費、これは総務費から教育費への予算の組み替えでございます。

2行飛びまして、嘱託職員賃金1,004万9,000円ありますが、嘱託職員2名から4名への増員とする増額となっております。

3行飛びまして、修繕料223万6,000円でございますが、「びほーる」のギャラリーで行う絵画展示用のブラインド設置修繕として130万円の増額でございます。

2行飛びまして、業務委託料の、1行飛びまして、舞台設備等操作業務委託料602万7,000円ありますが、大規模なイベント時のスタッフの増員分として増額をしております。

次、施設維持管理委託料の4行目、舞台吊物機構設備保守と、それから、その下のほうになります舞台照明設備保守、それから舞台音響設備、この三つの補修につきましては、昨年の「びほーる」の完成に伴いまして、新年度から、新たに、この保守点検が必要となっております。

それから、庁用備品であります。191万8,000円、これも新規増でございますが、「びほーる」ギャラリー絵画設置用の自立パネル23枚分170万3,000円を購

入しようとするものでございます。

ほかは、費目で前年度から増額となっているものは、全て「びほーる」の分の増でございます。

次、191ページをお開きください。

中ほどの段の1、青少年対策事業費の下になりますが、負担金、青少年育成協議会負担金115万円でございますが、平成25年に30周年を迎えるに当たり、記念事業に要する経費を計上したものでございます。

次、193ページをお開きください。

下のほうになりますが、事業番号3、活動促進事業費の3行目、消耗品費759万2,000円であります。読書活動の推進と子育て支援を目的に、10カ月健診の幼児を対象としたブックスタート事業を継続して実施するとともに、昨年度に続き、読書習慣の形成と豊かな情操を育むため、小学校1年生を対象にブックセカンド事業43万5,000円を計上したところでございます。

一番下の博物館運営事業費につきましては、次の195ページをお開きください。

中ほどにあります施設維持管理等委託料の一番下、暖房設備改修調査検討業務委託料500万円であります。博物館の暖房機は更新時期にきておりまして、いろいろふぐあいが出てきております。その暖房設備の更新の工法検討業務を本年度委託をしようとするものでございます。

1行飛びまして、庁用備品85万2,000円につきましては、資料保管用の冷凍冷蔵庫1台の購入と印刷機の更新であります。

次に、197ページをお開きください。

中ほどの1、文化財保護事業費の5行目、人夫賃等936万5,000円ありますが、各種開発行為に係る調査のほか、新年度は道営畑総事業の田中、豊栄地区の調査を実施するための賃金でございます。

次に、199ページをお開きください。

1、スポーツ振興事業費の一番下になりますが、一番下から2行目、積立金、これは、パークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設

整備基金利子の積立金41万4,000円でございます。

その下、1、屋内体育施設維持管理事業費につきましては、次の201ページをお開きください。

上から4行目、業務委託料の、1行飛びまして、スポーツセンター等耐震診断委託料944万円であります。新規計上であります。平成24年度に引き続き、コミセンの耐震診断に引き続きまして、平成25年度はスポーツセンター及びトレーニングセンターの耐震診断を実施しようとするものでございます。

中ほどの工事請負費、トレーニングセンター屋上防水改修工事273万円につきましては、昭和51年に建設いたしまして、経年劣化に伴い、屋根の防水改修を実施するものでございます。

1行飛びまして、教育備品101万円でありますけれども、トレーニングセンターにおける背筋カウエイトトレーニングマシンの1台の購入81万1,000円と、B&G海洋センタープールの保温シートの更新19万9,000円でございます。

次、2番、屋外体育施設維持管理事業費の後段のほうになりますが、修繕料580万円でございます。これは、リリー山スキー場整備費用でございまして、まず、1点目としましては、リフトのベアリングの交換修繕210万円、それから、圧雪車のキャタピラー交換として253万7,000円が増額となっております。

一番下、業務等委託料、あさひ多目的広場格納庫設置委託料600万円でございます。施設維持管理用機器の格納庫プレハブ64.8平方メートル1棟を設置するものでございます。

次、203ページをお開きください。

このページにつきましては、特別、前年と変更となった点はございません。

次、205ページをお開きください。

事業番号2番、施設維持管理事業費の3行目、修繕料766万円でございますが、学校

給食センターの設備の老朽化に伴う各種修繕及び衛生管理指導指摘事項の改善修繕で増額となっております。

下のほうになりますが、機械等借上料823万4,000円でございます。新規計上でございます。これは第2表の債務負担行為で御説明をいたしました、スプーン洗浄機浸漬装置、食器洗浄機及び蒸気ボイラーの借り上げに伴う平成25年度分の執行分でございます。

次、工事請負費500万円は、研修室等増築工事でありまして、食材搬入時の衛生管理強化のため、研修室の増築を行おうとするものでございます。

次、庁用備品839万円は、自動フライヤー等の更新、三層シンクの新設によるものでございます。

次、207ページをお開きください。

公債費であります。総額は13億3,027万4,000円でございます。

1、町債元金償還金、償還金利子及び割引料11億6,024万2,000円でございます。公債費の残高につきましては、平成24年度末で103億4,283万3,000円で、今年度の償還額は11億6,024万2,000円であります。また、今年度の借入予定額は4億9,030万円でありますので、平成25年度末の残高は96億7,289万1,000円となる見込みでございます。

次、利子であります。

1、町債の利子償還金につきましては1億6,888万5,000円を、一時借入金金利子につきましては100万円を計上いたしております。それから、手数料14万7,000円につきましては、市町村共済組合が引受先となりました登録債借り入れの事務手数料分でございます。

次、209ページをお開きください。

職員給与費でございます。総額13億7,707万4,000円の計上でございます。

特別職給の1,681万5,000円につき

ましては、新年度から外国語指導助手(AET)を非常勤職員に取り扱いを変更しますので、町長、副町長、2名分の給与でございます。

その下の一般職給につきましては、教育長を含む166名分の計上でございます。

次、211ページをお開きください。

予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上しております。

それでは、次に、歳入について御説明を申し上げますので、予算書の18、19ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

町税であります。前年度より607万1,000円増の21億6,182万9,000円、率にして0.3%の伸びで計上をいたしたところでございます。

まず、個人町民税であります。農業所得、営業所得ともに減少しておりますことから、減額を見込んでおります。

法人町民税につきましては、まず、均等割は大きな変動はありませんが、税割りでは建設業関係の業績が回復傾向にあることから、増額を見込んでございます。

固定資産税であります。土地は時点修正による地価下落による減、家屋は新增築分による増、償却資産は企業の設備投資の減、さらに既存設備の減耗による減といった、各項目ごとに増減をしております。

軽自動車税であります。特に四輪乗用車が依然増加傾向にあることから、増額を見込んだところでございます。

たばこ税は、本年4月1日から都道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移管することに伴いまして、本町においても5月納付分以降は引き上げられた税率で計上をいたしております。

都市計画税は、土地は時点修正による地価下落による減、家屋は新增築分による増といった各項目ごとの増減を見込んでございます。

次に、21ページをお開きください。

地方譲与税であります。

地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の42%について、市町村の道路延長及び面積により譲与されるものであります。

自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407について、市町村の道路延長及び面積により譲与されるものであります。

航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の9分の2の割合で、航空機の騒音により生じる障害の防止対策等に充てるため譲与されるものであります。

地方道路譲与税は、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、改正前の過年度分についての譲与に対する科目設定であります。

なお、いずれも地方財政計画の見通し、及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

次、23ページをお開きください。

利子割交付金は、道民税の利子割額の99%の5分の3相当額を市町村の個人道民税の額で案分して交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

次に、25ページをお開きください。

配当割交付金は、個人に係る一定の上場株式の配当に対し、特別徴収された税額の99%の5分の3相当額を交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

次、27ページをお開きください。

株式等譲渡所得割交付金は、個人の所得税において、源泉徴収を選択した特定口座における株式等の譲渡所得に対し、特別徴収された税額の99%の5分の3相当額を交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

次、29ページをお開きください。

地方消費税は、流通段階では最終的な消費地を把握できないことから、都道府県間において、基準により積算を行うこととされてお

り、その精算を行った後の金額の2分の1に相当する額を市町村の人口及び従業者数で案分して交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

次、31ページをお開きください。

自動車取得税交付金は、自動車取得税額の95%の10分の7相当額を市町村の道路延長及び面積で案分し交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

次に、33ページをお開きください。

この交付金は、基地対策交付金と言われるもので、自衛隊が使用する演習場、弾薬庫、燃料庫に要する土地、建物及び工作物の固定資産に対して、市町村の財政状況を考慮して交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでいます。

次、35ページをお開きください。

地方特例交付金は、平成18年度の税制改正に係る住宅借入金等特別税額控除の適用者について、所得税で控除し切れない税額控除額を住民税から控除することとなったために、住民税の減収分を補填するために交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して、前年度より見込んでおります。

次に、37ページをお開きください。

地方交付税であります。

平成25年7月から、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした地方公務員給与費の臨時特例による削減が地方財政改革において8,504億円とされたことを踏まえて、各費目を推計した結果、本町での基準財政需要額への影響は約7,000万円に及ぶものであります。地域の給与水準や職員数削減を加味して加算される地域の元気づくり推進費の新設、地域経済基盤強化雇用等対策費の同額確保、交付税措置される公債費の償還減、地方財政計画による収支見込み等を勘案した結果、普通交付税については、

前年度予算と同額の37億4,000万円を見込み、特別交付税についても、前年度予算と同額の7,000万円を見込み、総額38億1,000万円を計上したところであります。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。
暫時休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、続けてお願いします。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 39ページをお開き願いたいと思います。

交通安全対策特別交付金であります。これは、交通違反の反則金から事務費を除いた額を交通事故の発生件数及び人口集中地区人口により算定交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んだところでございます。

次に、41ページをお開きください。

分担金及び負担金で、総額は1億6,962万4,000円でございます。

まず、農業費分担金の一番上、畑かん事業受益地分担金304万7,000円ですが、古梅ダムを利用した畑地かんがいに係る10アール当たり250円の分担金であります。

その下の経営体育成基盤整備から昭美地区の分担金につきましては、道営土地改良事業に係る受益者の分担金で、事業費の7.5%分でございます。

社会福祉費負担金で、2行目、老人福祉施設入所者等負担金ですが、796万8,000円の予算でございますが、町外の老人福祉施設に入所している21名中、免除者を除く19名分の負担金の計上であります。

その下、美幌地域3町障害程度区分認定等審査会負担金227万6,000円は、美幌

町、津別町、大空町の3町で実施しています審査会の事務に係る負担金で、津別町が25.21%、大空町が27.83%、美幌町が46.96%でございます。

その下、児童福祉費負担金でございますが、美幌及び東陽保育園の保育料及び子ども発達支援センターの利用に係る国保連合会からの給付金の負担金並びに利用者本人からの負担金相当分でございます。

次に、43ページをお開きください。

使用料及び手数料でございますが、総額2億9,519万1,000円でございます。

町民会館使用料が、総務使用料から教育使用料へ組みかえられ、牧場使用料は乳牧頭数の減、道路占用料は使用料手数料見直しにより減となっているところでございます。

次、45ページをお開きください。

手数料でありますけれども、昨年度と大きく変わった点は特にございません。

47ページをお開きください。

国庫支出金でございますが、各種国の制度や事業実施に伴います負担金及び補助金等交付金で、総額5億7,479万9,000円を見込んでございます。

社会福祉費負担金でございますけれども、ここは介護給付費、訓練等給付費負担金は、歳出で御説明いたしましたように、給付費の増によるものでございます。

次に、国庫補助金の社会福祉費補助金の3行目、社会資本整備総合交付金223万3,000円ですが、これは、コミュニティセンターの耐震実施設計分として109万9,000円、家庭用小型除雪機として113万4,000円の分でございます。

それから、商工費補助金の社会資本整備総合交付金100万円は、太陽光発電システム設置モニターの分でございます。

その次の道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金2,340万円につきましては、町道120号道路整備分として1,440万円、橋梁長寿命化修繕計画として540万円、雪寒路線に係る除雪経費分として360

万円を見込んでございます。

その下、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金3,890万2,000円につきましては、家賃低廉化2,155万5,000円、住宅耐震改修補助37万5,000円、灯油集中供給設備改修分として1,697万2,000円を計上しております。

下のほうになります。保健体育費補助金の社会資本整備総合交付金217万4,000円は、スポーツセンター、トレーニングセンターの耐震診断業務委託料事業分でございます。

次、49ページをお開きください。

このページにつきましては、昨年度と大きく変わった点はございません。

それでは、51ページをお開きください。

道支出金でございますけれども、国庫支出金と同様に、各制度や事業実施に伴います負担金及び補助金並びに委託金で、総額は7億560万6,000円でございます。

介護給付費、訓練等給付費負担金は、国庫支出金で御説明しましたように、給付費の増によるものでございます。

中ほどの総務管理費補助金、道補助金の総務管理費補助金の3行目、緊急雇用創出推進事業補助金463万3,000円は、歳出で御説明しました広報写真等デジタル化事業を実施するためのもので、2名分プラス事務費で100%の補助金でございます。

下から2段目になります。2、児童福祉費補助金の3行目、地域づくり総合交付金82万1,000円は、子ども発達支援事業に係るものでございます。

次、53ページをお開きください。

このページで大きく変わるものとしたしましては、上から1段目の下から3行目、食料供給基盤強化特別対策事業補助金9,580万円で、こちらは道営土地改良事業に係る田中、美禽、豊栄、昭美の各地区に係る分と、下から5段目の参議院議員選挙費委託金であり、本年7月に執行が見込まれています通常選挙に係る経費であります。

また、農業費補助金の中段ほどにあります。緊急雇用創出推進事業補助金27万6,000円は、みらい農業センターにおける障害者農作業等従事支援指導員1名分の補助金で10分の10の補助金であります。

中ほどの社会教育費補助金の地域づくり総合交付金250万円は、埋蔵文化財調査発掘事業に係る分でございます。

次に、55ページをお開きください。

このページにつきましては、昨年度と大きく変わった点はございません。

次に、57ページをお開きください。

財産収入でございますが、土地や建物などの財産貸付収入として2,519万2,000円と、利子及び配当金として798万円を、さらに、財産の売払収入として2,021万円の合計4,540万2,000円の収入を見込み計上したところでございます。

一番上段の貸家料1,325万4,000円は、職員住宅及び教職員住宅の家賃分であります。

その下、貸地料395万8,000円は、北海道警察あるいは北電等、町有地の貸付料でございます。

一番下、生產品売払代700万円は、みらい農業センター農産物の売り払い分でございます。

次、59ページをお開きください。

寄附金でございますが、一番上の一般寄附金で、3,000万2,000円とありますが、このうち3,000万円は財団法人美幌みどりの村振興公社が本年4月1日をもって一般財団法人へ移行されることに伴い、町が出損していた3,000万円を寄附として歳入するものであります。そのほかにつきましては、科目設定であります。

次、61ページをお開きください。

繰入金でございますが、各事務事業への財源の一部について、それぞれ基金から繰り入れするもので、総額1億9,990万3,000円を見込み計上しております。

なお、公共施設整備基金から繰り入れする

1億円につきましては、昨年策定いたしました第2次美幌町財政運営計画で計画した繰入額であり、昨年度と比較して大きく増加した要因となっております。

次、63ページをお開きください。

繰越金につきましては、平成24年度の繰越額1,000万円として計上しております。

次に、65ページをお開きください。

諸収入でございますが、ただいま御説明を申し上げてきました各費目に該当しない収入について、この収入に継続しており、新年度は、総額5億1,324万4,000円を見込んでおります。

中ほどより少し下になりますが、受託事業収入の戸籍住民基本台帳費受託収入、旅券申請交付事務受託収入9万4,000円とありますのは、新年度より美幌町と津別町の旅券申請及び交付に関する事務の委託に関する規約に基づく津別町からの受託収入分でございます。

次、67ページをお開きください。

このページの一番下の段の雑入でございますが、大きく変わっていますのは、次のページの中ほどになります、新たな難視対策事業助成金として2,752万7,000円であり、こちらは歳出の総務費で御説明いたしましたが、高野、美禽地区における地上デジタルテレビの難視対策に係る補助金の財源として社団法人デジタル放送推進協会から歳入するものであります。

67ページ一番下の行になります、まちづくり人づくり推進交付金52万円とありますが、これは歳出の総務費で説明いたしました町村会負担金の中で説明いたしました全国自治協会から、今年度から直接町へ交付されるものでございます。

69ページの下から2行目になります、災害復旧事業職員派遣負担金600万円ですが、これは平成24年度に引き続き、宮城県山元町へ派遣する職員1名に係る派遣先からの人件費相当分の負担金の計上でありま

す。

次、71ページをお開きください。

町債でございます。総額は4億9,030万円の計上ですが、内容につきましては、第3表、地方債のところで御説明を申し上げましたので、内容説明については省略させていただきます。

○議長（古館繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） それでは、私のほうから、主要事業につきまして御説明をさせていただきますと思います。

初めに、各会計予算の参考資料のほう、60ページをお開きいただきたいと思います。

4番、道営土地改良事業計画概要でございます。

まず、一つ目の経営体育成基盤整備事業についてですが、区域については美禽の一部で、23年度から27年度までの継続事業であります。事業内容につきましては、JAびほろが行う畑など面の整備でありまして、25年度は暗渠排水と客土の事業を行うものでございます。

次に、二つ目の畑地帯総合土地改良事業でございます。まず、美幌田中地区ですが、この区域、報徳、田中、日並、瑞治でございます。23年度から28年度までの継続事業でございます。事業内容につきましては、JAが行う畑等面の整備でございます。今年度については、区画整理、暗渠排水、客土、除れきの面整備を行うものであります。

次、二つ目の美幌豊栄地区であります。区域が、野崎、美富、豊幌、登栄、駒生の一部で、24年度から32年度までの継続事業でございます。事業内容は、上と同じく、面の整備であります。今年度、区画整理、暗渠排水、客土、除れきを行うものでございます。

最後、三つ目の美幌昭美地区であります。区域については、昭野、美和、栄森の一部で、これは本年度からスタートする新規事業でございます。期間については、31年度までの7年計画となっております。事業内容も上と同じく面の整備事業ということで、今

年度は区画整理、暗渠排水、客土を予定しているところがございます。

それから、事業費でございます。今、四つの事業について御説明いたしました。ここに記載の事業費となっておりますが、いずれも当初計画を上回る事業となっております、それらが新年度、配分となっておりますところがございます。

1番の経営体育成のほうの事業費は1億7,860万円、それから2番の畑総の土地改良、合計で14億1,394万5,000円ということでございまして、合計で15億9,254万5,000円の事業規模となっておりますところがございます。

さらに、前年度予備費、あるいは補正、繰り越し等の分ですね、見込まれる分4億3,857万円ほどございますが、これを加えると、25年度に予定している事業費総額は、20億3,111万5,000円の規模となっておりますところがございます。

これらの事業費の伸び、いずれも国の経済再生に向けました緊急経済対策によるものが主な要因でございまして、対前年比で見ますと、この当初予算ベースでは約2.5倍、それから補正繰り越し等を含んだ総事業費のベースでは約2倍の伸びとなっておりますところがございます。

このページは以上であります。

次に、79ページをお開きいただきたいと思っております。

9番の広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金の内訳でございます。

まず、津別との負担割合でございます。美幌の割合については中ほどに書かれておりまして、津別のほうは右端のほうに負担割合が率として示されております。

総務部門のところでございますと、議会費、監査委員費、予備費が50%ずつ、それから一般管理費が、美幌が79.26%、津別が20.74%。

それから、次の衛生部門の火葬場関係につきましても、経常費が一般管理費と同じ負担

割合。これらは、いずれも昨年と同じ割合ということでございます。

次の消防部門のところでございます。全て美幌分となる美幌消防諸費と車両等の公債費を除いて、消防本部費用を美幌72.32%、津別27.68%の負担割合。ここも昨年と同じ割合で計上しているところがございます。

また、消防救急デジタル無線施設の完成、そして運用に伴って、この維持管理経費を通信指令業務運営費と通信指令施設管理費に分けて計上してございます。このうちの業務運営費につきましては、6名の人件費でありまして、これは、これまでの例によりまして72.32%の美幌の割合で計上。それから、施設管理費のほうであります。これは物件費ということでありまして、これは公債費と同じく、デジタル無線施設整備をしたときの事業費の割合が50対50の計上となっておりますので、その割合で計上しているところがございます。

新年度、広域組合の総合計であります。一番下の左の欄5億2,830万9,000円で、予算合計のうち美幌町分といたしましては、右下の欄4億7,784万2,000円が美幌町の分担でございます。対前年比0.8%の増となっておりますところがございます。

増額の主な内容でありますけれども、本年度、美幌町で開催されますオホーツク水防工法訓練、それから1市4町8消防団による連合消防演習、それから美幌消防100年記念事業実施によるものが主なものでございます。

なお、組合の事業でありますけれども、昨年に引き続きまして、防火意識の向上、自主防災組織の育成、これを進めるとともに、職・団員の訓練指導に引き続き力を入れて、災害に強い町づくりになお一層努めてまいりたいと思っております。

二つ目は、救急業務でありますけれども、救命効果の向上に努めるとともに、救急救命士などの救急隊員の人材育成に力を入れてま

いりたいと考えてございます。

最後に、火葬場の運営でありますけれども、利用者へのサービス向上、そして、より効率的な管理運営に取り組んでまいりたいと思っております。

予算参考資料については、以上でございます。

続きまして、予算工事関係資料でございます。別とじになっております予算工事関係資料について御説明をいたしたいと思っております。図面のほうでございます。

1枚目、お開きいただきたいと思っております。町道整備事業でございます。番号順に御説明をしたいと思います。

まず、図面の一番上、上段部分、①第2号道路、栄通の歩道整備工事であります。これは、町民会館の北側になりますけれども、福内様宅から杉山様宅までの歩道幅員3メートル、延長150メートルの改良舗装でございます。

次に、その下になります。②番、第291号道路でございます。青山北、東雲通であります。森様宅から鈴木様宅までの幅員3メートル、延長が240メートルの道路改良舗装工事であります。

次に、その下、③番、第13号道路。これは、旧美中に向かう美英通でございます。木野様宅から中様宅までの幅員5.5メートル、延長150メートルの道路改良舗装工事であります。

次は、図面の右側に移りまして、右側の一番上であります。④番、第466号道路でございます。ここは緑の苑の南側のほうになります。山口様宅から町島工務店までの幅員5.5メートル、延長50メートルの道路改良舗装工事であります。

次に、その下、⑤番、第121号道路であります。これは道が実施します駒生川の河川改修に伴い、国道243号の稲美竹下養豚場から町道第120号道路に至る未改良区間延長221メートルの改良舗装工事でありまして、社会資本整備総合交付金で整備を行

うものでございます。

25年度については、西島様宅から竹下養豚場までの幅員5.5メートルの改良延長141メートルと、舗装延長221メートルを予定しているところでございます。

次、その下になります。⑥番、第122号道路の第23号橋、工橋の橋梁建設工事でございます。道が実施します駒生川改修に伴う補償工事として行うものでありまして、車道幅員7.5メートル、歩道幅員2.0メートル、延長16.5メートルの橋梁のかけかえを行うものでございます。

以上、主要事業等につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩とします。

再開を3時20分といたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 特別会計の説明に入らせていただきます。

277ページでございます。

議案第60号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29億5,596万円と定めるものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

307ページをお開き願いたいと思っております。

3、歳出について御説明申し上げます。

一番上の一般事務費5,072万1,000円の主なものにつきましては、6名分の職員

人件費及びレセプト点検費等の臨時職員2名分の賃金と事務費等であります。

このほかについては、前年度と大きく変わってございません。

次に、309ページをお開き願います。

このページの下から2段上のジェネリック医薬品利用差額通知書作成委託料6万7,000円でございますけれども、新規の計上でございます。これにつきましては、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に見込まれる差額数値に係る年2回分の経費でございます。

そのほかについては、前年度と変わってございません。

次に311ページをお開き願います。

保険給付費、一般被保険者療養給付費16億11万1,000円につきましては、受診件数の減により、前年対比336万5,000円の減となっております。

その下の退職被保険者等療養給付費1億5,260万2,000円につきましては、受診件数及び受診単価の増により、前年対比755万1,000円の増額となっております。

一番下の一般被保険者高額療養費1億9,951万7,000円についてであります。高額な治療に係る給付費の増により、前年対比350万7,000円の増額となっております。

次に、317ページをお開き願います。

一番上の後期高齢者支援金3億2,236万6,000円につきましては、国が算定したゼロ歳から74歳までの現役世代が後期高齢者医療制度に負担する支援金でございます。

次に、319ページにつきましては、前年度と大きく変わってございません。

次に、323ページをお開き願います。

一番上の高額医療費拠出金7,419万5,000円につきましては、高額な医療費の発生に伴う市町村保険者の急激な負担増となることの分散を図り、保険者の財政運営の安定

化を図るため国保連合会が行う事業で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の拠出金であります。

その下の保険財政共同安定化事業拠出金3億……。 (「323ページと違って、325ページの説明をしている」との発言あり)

○民生部長(馬場博美君) 大変申しわけございません。325ページでございます。

一番上の高額医療費拠出金7,419万5,000円につきましては、高額な医療費の発生に伴う市町村保険者の急激な負担増に伴い国保連合会が行う事業で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の拠出金であります。

その下の保険財政共同安定化事業拠出金3億794万8,000円につきましては、国保連合会が行う事業で、レセプト1件当たり30万円を超え、80万円までの拠出金でございます。

次に、327ページをお開き願います。

一番上の健康づくり推進費1,437万7,000円につきましては、健康相談、健康教育、啓発活動等の事業推進に要する事業費及び事務費に係るものとなっておりますが、なお、中段の負担金につきましては、がん検診負担金513万5,000円、個別予防接種負担金173万7,000円、エキノコックス症検査負担金23万9,000円及び肝炎ウイルス検査負担金13万3,000円につきましては、検診等の受診率向上の取り組みを推進するとともに、早期発見により医療費削減効果があることから、自己負担の受診料75歳以上と同様に3分の1に引き下げるものでございます。あわせて、脳ドック負担金、従来196万4,000円とあわせて、国保加入分に係る費用全体で920万8,000円を国保会計で負担するものでございます。

その下の特定健康診査等事業費1,144万5,000円につきましては、22年度から実施しております節目健診を引き続き今年度も同様に実施し、25年度、新たに、がん

検診と同様に、自己負担を1,000円から400円に軽減し、さらなる受診率の向上を図るものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、286ページをお開き願います。

286ページの国民健康保険総額6億5,460万4,000円につきましては、前年対比で1,759万5,000円の減額でありますけれども、これにつきましては、後期高齢者医療制度に移行する被保険者数165人が減額になりまして、6,577人で計上してございます。あわせて、給与所得者との個人所得割が1.8%に減額によるものでございます。

次に、289ページをお開き願います。

一番上の国庫負担金、療養給付費等負担金現年度分、療養給付費等負担金3億5,934万9,000円と介護納付金負担金4,427万5,000円、後期高齢者支援金1億315万6,000円を合わせて5億678万円につきましては、歳出の療養給付費、介護納付費、後期高齢者支援金等の32%が国から負担されるものでございます。

次に、291ページをお開き願います。

一番上の療養給付費等交付金1億5,569万6,000円につきましては、退職者医療に係る費用のうち退職者分の保険税以外が補うことができない費用について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、293ページをお開き願います。

前期高齢者交付金6億1,997万3,000円につきましては、65歳から74歳までの加入者の医療負担の保険者格差を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、295ページをお開き願います。

上から3段目の道補助金、財政調整交付金、普通調整交付金と特別調整交付金合わせて1億47万9,000円につきましては、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金

の9%が道から交付されるものでございます。

次に、297ページをお開き願います。

上から2行目の保険財政共同安定化事業交付金3億794万8,000円につきましては、歳出で御説明した事業に係る交付金でございます。

301ページをお開き願います。

次に、301ページの中で、一番下の国民健康保険基金繰入金2億1,155万8,000円につきましては、一般事務費の不足、保険税不足を補填するために繰り入れするものでございます。

なお、平成25年度末基金残高は、1億3,701万1,000円の見込みであります。

国民健康保険特別会計は、以上でございます。

343ページをお開き願います。

議案第61号平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

平成25年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,802万5,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で説明申し上げます。

361ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

361ページの一般事務費1,764万円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と事務費であります。

なお、中段の個別予防接種委託料420万円につきましては、美幌町における平成23年全死亡者のうち、肺炎による死亡は第2位と全国に比べて高く、そのうち高齢者の方が96.5%を占めていることから、平成25年度、新規に後期高齢者を対象に接種費用の一部を一人につき3,500円を負担するも

のでございます。

次に、363ページをお開き願います。

後期高齢者医療広域連合納付金2億5,962万1,000円につきましては、被保険者の増により、前年対比1,126万1,000円の増額となっております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、350、351ページをお開き願います。

350ページの一番上の後期高齢者医療保険料総額1億9,020万3,000円につきましては、被保険者の増により、前年対比1,170万4,000円の増額となっております。

次に、353ページをお開き願います。

一番上の健康増進事業交付金100万円につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用にかかる北海道後期高齢者広域連合からの交付金でございます。

次に、355ページをお開き願います。

上から2行目の保険財政安定繰入金6,257万7,000円につきましては、保険料の低所得者に対する2割、5割、7割の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の道負担金に町負担分4分の1を加えて一般会計から繰り入れするもので、低所得者等の軽減対象により、今年度、前年度に比べて178万5,000円の増額となっております。

後期高齢者医療特別会計は、以上でございます。

375ページをお開き願います。

議案第62号平成25年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億8,362万8,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御

説明申し上げます。

401ページをお開き願いたいと思いません。

401ページの一般事務費3,110万2,000円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費及び事務費等でございます。

405ページをお開き願いたいと思いません。

一番上の居宅介護サービス給付費6億5,643万円につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所者生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入所者生活介護の利用人数及び日数等により、前年対比5,357万2,000円の増額であります。

その下の施設介護サービス給付費5億3,179万5,000円につきましては、利用人数の減により、前年度より2,910万5,000円の減額でございます。

次に、407ページをお開き願います。

上から2段目の特定入所者介護サービス費8,206万8,000円につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所者生活介護の食費及び居住費の利用人数の増により、前年対比2,690万9,000円の増額でございます。

次に、409ページをお開き願いたいと思いません。

一番上の介護予防事業費332万2,000円につきましては、主に介護予防教室等に係る事務事業協力報償でございます。

ほかについては、前年度と大きく変わってございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、382ページをお開き願います。

382ページの介護保険料、総額2億5,751万9,000円につきましては、第5期介護保険事業計画に基づいた1号被保険者21%分として、普通徴収分、特別徴収分を計上してございます。

次に、387ページをお開き願います。

一番上の介護給付費負担金2億5,249万2,000円につきましては、各種介護サービスに対する介護給付費20%、施設によつては15%分の国保負担分であります。

389ページをお開き願います。

一番上の介護給付費交付金4億467万円につきましては、各種介護サービスに対する29%の分で支払基金負担金分の計上でございます。

次に、391ページをお開き願います。

一番上の介護給付費負担金2億101万7,000円につきましては、各種介護サービスに対する介護給付費12.5%、施設にあつては17.5%の道負担分であります。

次に、395ページをお開き願います。

一番上の介護給付費繰入金1億7,442万7,000円につきましては、各種介護サービス費に対する12.5%を一般会計から繰り入れするものでございます。

一番下の介護保険基金繰入金4,199万3,000円につきましては、歳出に不足する分を基金から繰り入れするものでございます。

なお、平成25年度末基金残高につきましては、3,559万1,000円の見込みであります。

介護保険特別会計は、以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 予算書の427ページをお開きください。

議案第63号平成25年度美幌町公共下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,973万2,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債につきましては、「第2表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を6億円と定める。

次に、430ページをお開きください。

第2表、地方債であります。

起債の目的であります。初めに、公共下水道事業、限度額1,340万円であり。公共汚水樹設置工事10カ所270万円と道道北見端野美幌線污水管移設工事1,650万円のうち820万円分、終末処理場電気設備更新事業設計委託料500万円のうち250万円分であります。充当率は、公共下水道債100%であります。

その下、下水道資本費平準化債、限度額1億680万円であり。平準化債は、施設整備に投資しました起債の償還を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れするものであります。

その下、公共下水道事業特別措置分、限度額4,100万円であり。特別措置分は、繰出基準の見直しにより、交付税措置に関し借り入れしました地方債元利償還の70%から60%に減額されたため、その差額分を特別措置として認められたものであります。合計で1億6,120万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還方法は、記載のとおりであります。

次に、歳出を御説明します。448ページ、449ページをお開きください。

3、歳出。

1款1目の一般事務費の中の一般職給1,450万6,000円から職員共済費等485万2,000円までありますが、職員4名分の人件費であります。

下の業務委託料の中の使用料収納事務委託料1,886万6,000円ですが、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業会計に

委託しておりますので、全体調定件数に対する下水道調定件数の割合48.42%分を委託料として水道事業会計に支払うものであります。

負担金の中の上から7行目の水道事業会計負担金352万5,000円ではありますが、下水道排水設備の業務を水道事業会計に委託しており、その負担金として、施設主査の人件費の25%と管路管理システムの保守点検委託料等を水道事業会計に支払うものであります。

2目の1の終末処理場維持管理事業の中の燃料費905万5,000円ではありますが、処理場の施設を加温するために使用するA重油の燃料費であります。

その下の修繕費1,582万4,000円ではありますが、使用開始から32年を経過していることから、処理場に係る機器の修繕と、管理車及び運搬車の車検整備に係る整備費用であります。

一番下になりますけれども、一般産業廃棄物処理委託料1,287万7,000円ではありますが、汚泥脱水ケーキの処分を佐呂間町にあります民間の処理施設へ運搬処分しておりますので、その処分費であります。

次のページ、451ページであります。

上から2行目の処理場維持管理業務委託料1億2,355万4,000円ではありますが、18名分の人件費を含む終末処理場の維持管理業務委託料であります。

機械器具68万2,000円は、高圧蒸気滅菌器、卓上ペーハー計の機器の更新であります。

管渠清掃委託料310万円ではありますが、元町西1、2、2条南1、2、3、4丁目、大通り南1、2、3、4丁目、美芳、日の出1丁目、三橋2丁目までの污水管延長8,781メートルの管渠点検及び清掃であります。

建設事業費の中の下水道計画区域図データ修正業務委託料14万7,000円につきましては、国調によるDI地区の変更等を行う

ものであります。

その下の終末処理場電気設備更新実施設計委託料500万円は、下水道長寿命化計画により沈砂池設備、汚水ポンプ設備の電気設備更新のための実施設計を行うものであります。

その下の工事費、公共污水樹設置工事270万円ではありますが、公共污水樹10カ所分の建設工事です。

その下は、道道北見端野美幌線污水管移設工事1,650万円ではありますが、道道改良工事に伴う花見橋付近の污水管関係300ミリ、延長141メートルの移設工事であります。

453ページであります。

元利償還、それから一時借入れ、これは同じでございますので、次に歳入について説明いたしますので、434、435ページにお戻りください。

2、歳入。

下水道受益者負担金等26万8,000円ではありますが、継続4件分と新規分を合わせ5件分の受益者負担金であります。

その下、一般会計負担金2,681万円ではありますが、し尿処理を下水道処理で行っておりますので、処理経費の13.9%を負担していただくものであります。

その下の個別排水処理特別会計負担金327万5,000円ではありますが、個別排水処理会計の事務の一部を下水道事業で行ってまいり、人件費の一部を負担していただいているものであります。

437ページをお開きください。

下水道使用料3億7,534万9,000円ではありますが、現年度分の調定額3億7,554万円に対し、収納率を平成24年見込みで99.4%の3億7,328万6,000円とし、過年度分の調定額825万2,000円に対し、収納率、平成24年度見込みで25%分の206万3,000円の合計であります。

次に、439ページ。

公共下水道事業費補助金250万円であり
ますが、電気設備更新実績委託料のための補
助金でありまして、需用費は500万円の補
助率2分の1であります。

441ページでございます。

一般会計繰入金3億2,134万8,000
円ありますが、下水道事業の財源不足を一
般会計から繰り入れで行うものでございま
す。

ここで447ページの町債につきまして
は、第2表、地方債で御説明いたしましたの
で、続きまして、道道北見端野美幌線污水
管移設工事について、工事請負費関係の参考資
料で御説明いたしますので、予算工事関係参
考資料2ページをお開きください。

図面の矢印で示されました鳥里日本甜菜製
糖株式会社美幌製糖所敷地内で、昨年中断、
未施工区間であります関係300ミリの污水
管延長141メートルを布設をするものであ
ります。

以上御説明申し上げました。

続きまして、予算書の465ページをお開
きください。

◎会議時間延長の議決

○議長（古館繁夫君） 部長、ちょっと待つ
てください。

お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ
会議時間の延長をいたしたいと思えます
が、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めま
す。したがって、あらかじめ会議時間の延長
をすることに決定しました。

◎日程第2 議案第11号から 議案第66号まで (継続)

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案第64
号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計

予算についてを御説明申し上げます。

平成25年度美幌町個別排水処理特別会計
予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出
それぞれ8,118万5,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で申
上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規
定により起こすことのできる地方債につきま
しては、「第2表 地方債」で御説明申し上げ
ます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項
の規定による一時借入金の借り入れの最高額
を1,000万円と定める。

次に、468ページをお開きください。

第2表、地方債であります。

起債の目的であります。個別排水処理施
設整備事業、限度額2,540万円でありま
す。今年度は10戸を予定しております。下
水道債につきましては充当率が100%、辺
地債につきましては4戸を予定しておりま
して、充当率は70%の2分の1であります。

次に、歳出から御説明しますので、484
ページ、485ページをお開きください。

3、歳出。

一般事務費の中の手数料6万8,000円
ありますが、使用料等の口座振込がありま
して、平成24年度までの設置戸数265戸
のうち262戸分の口座手数料、平成25年
度設置予定の10戸分、6カ月の口座手数料
の合計であります。

下の負担金の中の公共下水道特別会計負担
金327万5,000円ありますが、職員
1名が個別と下水の両会計の事務を行いま
して、人件費の40%を下水道会計に支払うも
のであります。

2目の1の維持管理事業費の中の修繕料4
30万1,000円ありますが、浄化槽の
上ぶたの交換及びブローポンプ等の修繕によ

る費用であります。

3目の建設事業費の中の工事請負費、個別浄化槽設置工事2,765万7,000円ありますが、今年度予定していますのは、5人槽が2個、7人槽が6個、10人槽が2個の計10個分の工事費であります。

次に、487ページであります。

元利償還金1,800万3,000円で、その下の利子償還金901万円ですが、平成24年まで借り入れをしました起債の元利と利子の償還であります。

次に、472、473ページにお戻りください。

2の歳入でございます。

個別排水処理施設受益者負担金171万8,000円ありますが、今年度予定しております5人槽2個、7人槽6個、10人槽2個の計10個分の受益者分負担金であります。

475ページであります。

個別排水処理施設の使用料1,826万3,000円ありますが、平成24年度までに設置しました部分の262戸分と平成25年度分に予定しています10戸分の使用料であります。

次、477ページでございます。

一般会計繰入金3,495万2,000円ありますが、個別排水処理の財源不足を一般会計で補っていただいているものであります。

481ページでございます。

水洗便所改造資金貸付金償還金の74万円ありますが、これは歳出のところで御説明しましたので、していませんけれども、今年度の預託金の償還金であります。済みません。

あとは同じでございますので、以上でございます。

次に、予算書の495ページであります。

議案第65号平成25年度美幌町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成25年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数は8,800戸でありまして、平成24年度当初より100戸増の計上であります。

(2) 年間、総吸水量は197万9,000立方メートルでありまして、これも平成24年度当初より2万1,000立方メートル増の計上であります。

(3) 1日平均給水量5,422立方メートルでありまして、これも平成24年当初より58立方メートルの増の計上であります。

(4) 主要な建設につきましては、資本的収入支出で御説明申し上げます。給水戸数、給水量及び1日平均給水量、それぞれ昨年より増となっておりますのは、平成24年度実績による増を見込んでおります。

収益的収入及び支出第3条と、次のページの496ページ、資本的収入及び支出の第4条につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

債務負担行為。

第5条、電子計算機借上料、限度額1,495万8,000円あります。地方公営企業会計基準見直しによる企業会計システムを更新するものであります。

次に、497ページ。

企業債。

第6条、起債の目的であります。

初めに、水道管路整備事業、限度額3,980万円あります。対象工事は、配水管新設工事2路線、配水管布設がえ工事3路線、配水管布設補償工事2路線の計7路線であります。なお、充当率は企業債100%であります。

また、配水管補償工事2路線で、配水管の残存価格として補償費1,140万円が収入として見込まれることから、それを差し引いた額を計上しております。

二つ目、水道施設整備事業、限度額1,720万円あります。日並浄水場凝集剤注入

設備工事で、薬品注入ポンプ3台、制御板、調節計、流量計、配管工事であります。

三つ目に、量水器収納筐設置事業、限度額5,620万円であります。平成24年度から14年間の計画で、伸縮式の量水器筐に交換整備するものであり、平成25年度は800戸分を計上しております。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりであります。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費第8条、他会計からの補助金第9条、棚卸資産購入限度額第10条につきましては記載のとおりであります。

次に、498、499ページをお開きください。

予算実施計画書及び説明書、収益的収入の支出の収入であります。

1款の給水収益4億1,586万2,000円ありますが、平成24年度当初より286万2,000円を増額し、8,800戸分の計上であります。

2行下の3目給水工事手数料434万円ありますが、給水工事184件の設計審査手数料と完成検査手数料でありまして、新設94件、改造40件、撤去50件分であります。

その下の4目の雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料1,886万6,000円ありますが、下水道使用料の賦課徴収業務を水道会計で受けており、対象経費、対象件数割合の48.42%をいただくものであります。

その下の他会計負担金の中の公共施設無償給水経費負担金23万2,000円ありますが、公園にあります給水使用料を一般会計から負担していただくものであります。

3行下の3目の雑収益の中の下水道排水設備業務負担金352万5,000円ありますが、下水道排水設備の業務を水道会計で行っており、施設主査の人件費の25%、排

水設備台帳の管理システム使用料負担金であります。

501ページをお開きください。

2目配水及び給水につきましては、主査2名の人件費を含む予算を計上しております。

このページの中ほどの委託料の量水器検満委託料881万1,000円ありますが、計量法によります8年ごとの量水器、メーターを取りかえを行うもので、今年度は1,437戸を予定しておりますが、そのうち800戸は量水器収納筐設置事業で伸縮に更新するために、資本的収支で計上しておりますので、残りの637戸分の取りかえ費を計上しております。

505ページをお開きください。

3目業務費であります。営業担当4名と臨時職員1名の人件費と個人委託している検針員の経費であります。

その下の4目総係費でありますけれども、水道主幹1名分の人件費を含む予算であります。

次の507ページをお開きください。

上から5目の有形固定資産減価償却費1億4,085万円あります。水道施設の固定資産の減価償却費であります。

次の5段下の2項1目の企業償還利息4,112万6,000円ありますが、これは、平成23年度分の借り入れ分、平成24年の借り入れ分を計上しております。

509ページをお開きください

資本的収入及び支出の収入であります。

企業債1億1,320万円ありますが、第6条の企業債のところで御説明しましたので省略させていただきます。

その下の簡易水道等施設整備事業実施区域水道施設分担金、豊幌地区の給水を受けようとする者の1件当たり200万円の分担金であります。

次に、511ページをお開きください。

支出であります。

浄配水設備費であります。施設担当職員1名分の人件費を含む予算であります。

25節の工事請負につきましては、後ほど工事関係の参考資料で御説明いたします。水道施設整備事業費1,225万円、これにつきましては日並浄水場凝集剤注入設備工事で、平成元年に整備した施設の更新であります。これは企業債充当率100%であります。

それから、簡易水道施設整備事業、豊幌地区の分担金工事1戸分の予算設定であります。

その下の業務費の中の量水器取替費5,527万円ですが、これは800戸分の設置委託と量水器収納筐であります。

その下の車両購入代281万9,000円は、現在、浄水場で加圧ポンプ場の点検等で使用しております平成12年式の小型乗用車の更新をするものであります。

その下の企業債償還、元金の償還であります。

それでは、続きまして工事請負費の関係を参考資料で御説明いたしますので、工事参考資料の3ページをお開きください。

番号順で御説明いたします。

地図番号の①、図面の中ほどになりますが、青山北の町道291号道路改良舗装工事に伴います配水管新設工事です。ダクタイル鋳鉄管75ミリの延長185メートルの新設工事を行うものです。

地図番号②、図面の右側になりますが、稲美の町道466号道路改良舗装工事によるダクタイル鋳鉄管75ミリ、延長62メートルの新設工事を行うものであります。

地図番号③、図面の中ほどになりますが、東1北4、町道249号道路内の割烹田村様の南側の道路であります。老朽管の更新で、既設塩ビ管をダクタイル鋳鉄管100ミリに、延長55メートルの布設がえ工事を行うものであります。

地図番号④、図面の中下になりますが、東2南5、町道第13号道路で、三浦様から旧美幌中学校登り口であります町道第13号道路の改良舗装工事による配水管布設がえ工事

であります。ダクタイル鋳鉄管150ミリ、延長92メートルの布設がえ工事を行うものであります。

地図番号⑤、図面の上の中ほどになりますけれども、鳥里の道道第122号北見端野美幌線であります。日甜計量所から花見橋前までの道路改良舗装工事に伴いまして、既設ダクタイル鋳鉄管150ミリ、布設がえを行うもので、昨年、道路工事の関係で中断いたしました延長148メートル分の布設がえ工事を行うものです。

地図番号⑥、図面の左側になりますけれども、美禽の道道122号北見端野美幌線であります。道道の交安事業関連による道路改良舗装、歩道造成工事に伴いまして、既設塩ビ管100ミリ、150ミリをダクタイル鋳鉄管100ミリ、延長183メートル、150ミリ、591メートルの布設がえ工事を行うものです。補償の対象となっております。

地図番号⑦、図面の右側になりますが、稲美の駒生川の河川改修工事に伴い、町道122号道路に係る第23号橋のかけかえによるもので、既設ダクタイル鋳鉄管100ミリと150ミリの布設がえ工事です。橋梁かけかえにあわせて、ダクタイル鋳鉄管100ミリ、延長22メートル、150ミリ、延長32メートルの布設がえ工事を行うものです。補償の対象となっております。

特定財源充当につきましては、企業債、充当率100%と補償費であります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願ひします。

○議長（古館繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 予算書525ページをお開き願ひします。

議案第66号平成25年度美幌町病院事業会計予算について御説明をいたします。

新年度の予算計上では、経常経費のほか収益的収支で医師1名、看護師3名及び視能訓練士、理学療法士の採用を見込み、資本的収支で医療機器購入の予算措置を行ったところであります。

第1条、平成25年度美幌町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量及び第3条の収益的収支の予定額は、それぞれ記載の金額で定めるものであります。内容は、実施計画及び説明書で御説明申し上げます。

第4条、資本的収支の予定額として、資本的支出に対する不足額5,588万3,000円を過年度分留保資金で補填するものとして定めるものであります。

次に、526ページをお開き願います。

資本的収支は、それぞれ記載の金額であります。内容は、実施計画及び説明書で御説明申し上げます。

第5条、債務負担行為として、リース購入を予定している便中ヒトヘモグロビン分析装置借上料の期間と限度額を定めるものであります。

第6条、企業債であります。医療機器等更新のため、限度額と起債の方法、利率等は記載のとおりであります。この起債につきましては、元利償還金のおおむね4分の1が交付税措置される所でありあります。

第7条、一時借入金の限度額を4億円に定め、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費、公債費は、それぞれ記載のとおりであります。

第9条、他会計から病院事業会計へ補助を受ける金額として、一般会計からの補助金、医師等研究研修費補助は、医業費用の研究研修費の対象経費の2分の1の補助を、基礎年金拠出金経費、児童手当経費、地方公営企業会計制度経費は、地方公営企業法のルール分としての補助を、次の国保会計からの補助金である直診施設健康事業補助金として、病院が実施する健康事業として30万円を計上し、第10条は棚卸資産の限度額を2億1,375万円と定め、第11条で定める重要な財産の取得として、予定価格が700万円を超える医療機器の購入として、全自動錠剤分包機一式ほかを定めるものであります。

次に、529ページをお開き願います。

収益的収支についてであります。

医業収益では、入院、外来収益は、平成24年度の決算見込みを参考としてそれぞれ計上し、その他医業収益のうち一般会計負担金は、地方公営企業法のルール分繰り入れとして、救急医療、小児救急に要する経費は交付税の措置額相当額を、医師確保に要する経費はインターネットでの医師募集に係る費用を、そのほかの医業収益は平成24年度決算見込みを参考として計上しております。

次に、531ページをお開き願います。

医業外収益として、一般会計補助金と国保会計補助金については、第9条で御説明した補助を予定し、一般会計負担金については、高度医療に要する経費として100万円以上の医療機器のリースに係る費用相当額を、建設改良に要する経費として企業債の借入金の利息3分の2相当額を、小児医療に要する経費として交付税措置額相当額を、不採算地区病院の運営に要する経費として、平成25年度までの6,732万円の交付税措置額を、公立病院改革プランに要する経費として交付税措置額をそれぞれ計上しております。

そのほかの収益は、平成24年度の決算見込みを踏まえた計上を行っております。

次に、533ページをお開き願います。

医業費用であります。

医師手当等の中で、医師給与は坂本副院長の退職後8名に対し、新規常勤医師1名増で9名の計上を見込み、看護師給与は平成25年度退職者を見込み、3名の増員と視能訓練士、理学療法士の採用を含めた予算計上を行っております。

賃金については、臨時医師賃金として坂本副院長の補充として嘱託職員1名の非常勤医師を見込み、眼科の出張医師などの賃金所要額を計上し、臨時職員につきましては33名の計上となっております。

材料費である薬品費、診療材料費、医療消耗品は所要額を計上しております。

次に、535ページをお開き願います。

職員被服費から賃借料の各項目とも、平成24年度の決算見込みを参考として予算計上を行っております。

次に、537ページをお開き願います。

委託料以下の経費についても、それぞれ所要額を計上し、減価償却費は、建物、構築物、機器備品の減価償却費相当額の予算計上であります。

次に、539ページをお開き願います。

研究研修費は、医師及び看護師等のコメディカルが必要とする図書、学会及び研修会等への参加に要する経費を計上し、そのほかの経費については所要額を計上しております。

次に、541ページをお開き願います。

資本的収支でございます。

収入では、一般会計出資金として、支出の企業債償還元金の3分の2の相当額の繰り入れを、企業債として、支出の医療機器更新などの財源ため、起債による医療機器の更新等を行おうとするものであります。

次に、543ページをお開き願います。

支出についてであります。

建設改良費では、医療機器更新のために1億2,331万5,000円を計上し、全自動錠剤分包機、エックス線画像読取装置、医療画像システム、心電図モニター、超音波画像診断装置、ビデオ喉頭鏡システム、セントラルモニター、除細動器、自動仕分けレーザー光凝固装置、プラズマ滅菌器、超音波洗浄機、乾燥機、シャワーベッド、ビデオシステムセンター、上部内視鏡管スコープ、財務会計システムなどの購入を行おうとするものであります。

企業債償還元金として、病院改築時に借入れを行った企業債及び医療機器更新に伴う償還元金であります。

なお、収益的資本的収支における町からの繰入総額は、当初予算で3億1,349万7,000円で、交付税措置予定額2億8,332万3,000円を除く差し引き町負担額は3,017万4,000円となっております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎延会の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（古館繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

午後 4時16分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員